

平成26年9月宮崎県定例県議会
文教警察企業常任委員会会議録
平成26年9月18日・22日

場 所 第3委員会室

平成26年 9 月 18 日 (木曜日)

出席委員 (7 人)

午前10時 1 分開会

会議に付託された議案等

○議案第 1 号 平成26年度宮崎県一般会計補正
予算 (第 2 号)

○報告事項

- ・ 損害賠償額を定めたことについて (別紙 1)
- ・ 平成25年度宮崎県公営企業会計 (電気事業)
継続費精算報告書 (別紙 2)

・ 県が出資している法人等の経営状況について
公益財団法人宮崎県暴力追放センター

一般財団法人一ツ瀬川県民スポーツセンター

○教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査

○その他報告事項

- ・ 少年非行等の現況と対策について
- ・ 日南ダム発電所の着工について
- ・ 発電所施設見学ツアー (岩瀬川発電所) について
- ・ 供給電力量の状況について
- ・ 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について
- ・ 第二次宮崎県教育振興基本計画の改定について
- ・ 第38回全国高等学校総合文化祭等の結果について
- ・ 平成26年度全国高等学校総合体育大会の結果について
- ・ 第96回全国高等学校野球選手権大会の結果について
- ・ 平成26年度全国中学校体育大会の結果について

委 員 長	西 村 賢
副 委 員 長	右 松 隆 央
委 員	中 村 幸 一
委 員	押 川 修 一 郎
委 員	山 下 博 三
委 員	高 橋 透
委 員	徳 重 忠 夫

欠席委員 (なし)

委員外委員 (なし)

説明のため出席した者

警察本部

警 察 本 部 長	坂 口 拓 也
警 務 部 長	水 野 良 彦
警 務 部 参 事 官 兼 首 席 監 察 官	西 福 一
生 活 安 全 部 長	山 内 敏
刑 事 部 長	武 田 久 雄
交 通 部 長	鳥 井 宏 一
警 備 部 長	金 井 嘉 郁
警 務 部 参 事 官 兼 警 務 課 長	齊 藤 直 司
生 活 安 全 部 参 事 官 兼 生 活 安 全 企 画 課 長	野 辺 学
生 活 環 境 課 長	橋 本 利 幸
総 務 課 長	河 野 俊 一
警 務 部 参 事 官 兼 会 計 課 長	鬼 塚 博 美
少 年 課 長	津 端 重 雄
交 通 規 制 課 長	大 野 正 人
運 転 免 許 課 長	吉 田 瑞 行

企業局

企 業 局 長	四 本 孝
副 局 長	城 野 豊 隆

技 監 (土木担当)	図 師 雄 一
技 監 (電気・機械担当)	本 田 博
総 務 課 長	沼 口 晴 彦
経 営 企 画 監	喜 田 勝 彦
工 務 課 長	新 穂 伸 一
開 発 企 画 監	平 松 信 一
電 気 課 長	白 々 澤 宗 一
施 設 管 理 課 長	山 下 雄 一
総 合 制 御 課 長	田 村 秀 秋

教育委員会

教 育 長	飛 田 洋
教 育 次 長 (総 括)	原 田 幸 二
教 育 次 長 (教育政策担当)	谷 口 英 彦
教 育 次 長 (教育振興担当)	今 村 卓 也
総 務 課 長	大 西 祐 二
参事兼財務福利課長	田 方 浩 二
学 校 政 策 課 長	川 越 良 一
学 校 支 援 監	川 崎 辰 巳
特 別 支 援 教 育 室 長	坂 元 厳
教 職 員 課 長	西 田 幸 一 郎
生 涯 学 習 課 長	村 上 昭 夫
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	日 高 和 典
文 化 財 課 長	大 西 敏 夫
人 権 同 和 教 育 室 長	黒 木 政 信

事務局職員出席者

政策調査課主幹	牧 浩 一
議事課主任主事	沼 口 恭 一 郎

○西村委員長 ただいまから、文教警察企業常

任委員会を開会いたします。

委員会の日程についてであります。お手元に配付しました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時1分休憩

午前10時3分再開

○西村委員長 委員会を再開いたします。

報告事項等について本部長の説明を求めます。

○坂口警察本部長 おはようございます。8月26日付で宮崎県警察本部長を命ぜられました、坂口でございます。どうぞよろしく願いいたします。

西村委員長を初め、委員の皆様におかれましては、平素から警察行政全般にわたりまして、深い御理解と御協力を賜り御礼申し上げます。

私は、着任に際しまして、全職員に対し、県民の役に立つという強い気持ちを持つこと、県民の役に立つための確かな技術を身につけることを指示したところであります。今後とも、全職員が一丸となって、安全で安心な宮崎を目指し、全力で努力してまいる所存でございますので、委員長を初め、委員の皆様には、今後ともよろしく御指導のほどをお願いいたします。

さて、本日御審議いただく議案及び報告は、3件であります。

まず、報告として、損害賠償額を定めたことについて、公益財団法人宮崎県暴力追放センターの経営状況について、さらに、その他の報告として、少年非行等の現況と対策についてであります。

以上の案件につきまして、それぞれ担当部長から説明・報告させますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

私からは以上でございます。

○西村委員長 本部長の説明が終わりました。

初めに、報告事項に関する説明を求めます。

○水野警務部長 それでは、平成26年9月定例県議会提出報告書の、損害賠償額を定めたことについて御報告いたします。

今回御報告する事案は、12件でございます。うち、11件が県有車両による交通事故、残りの1件が装飾物品の損傷事故でございます。

それぞれの内容についての御説明に先立ちまして、本年6月の常任委員会での御指摘を受け、警察職員の交通事故防止に向けて取り組んでおります対策につきまして、簡単に御説明させていただきます。

警察職員の交通事故防止につきましては、これまでも職員に対する指導教養や、運転実技訓練を行っているところでありますが、発生に歯どめのかからない厳しい状況を認識し、いま一度、全ての職員に交通事故防止に対する意識づけを徹底し、事故防止対策を強力に推進するため、本年7月に県下警察署の副署長、各所属の理事官等出席による臨時副署長会議を開催しております。

その席で、本部長から訓示、私のほうから指示を行った上、本部及び各所属の交通事故防止対策について協議いたしました。

その上で、現在、県警本部または各所属で取り組んでおります主な対策といたしまして、運転技術の向上、安全確認の徹底のために、運転免許試験場や警察署駐車場で運転実技訓練、安全意識の向上のための交通事故防止研修会等の開催、愛車精神の醸成のために公用車洗車の

日の設定等の各種対策を行っております。

特に交通事故を起こした職員につきましては、より一層の安全運転の意識づけを図るため、運転免許試験場へ招致しての運転訓練、みずからの事故事例の発表、公用車洗車の徹底等を行わせておりまして、所属の情勢に応じた一定期間の運転自粛等についても検討を行っているところでございます。

以上、県警の取り組みについて簡単に御説明させていただきましたが、私につきましても、6月の議会におきまして、先ほど本部長の話にもありました県民の役に立つという強い気持ちを御説明しようとするが余り、県民の役に立つ確かな技術が身につけていないのではないかという御指摘につきまして、少し配慮が欠けておったかなというふうに反省しておる次第でございます。改めまして、今後、また報告させていただきますけれども、引き続き御理解、御指導のほどよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、お手元に、先ほど申し上げました資料、定例県議会提出報告書があるかと思えます。そちらに基づきまして、県有車両による交通事故について御説明いたします。

報告書の3ページをごらんください。

こちらの報告書は、県と県警のものが混在してございます。したがいまして、県警に該当するものを、ページの番号、順番と事案発生日で区別して御説明申し上げます。

まず、3ページ、上から4番目でございます。平成25年11月20日の事案でございます。

これは、宮崎北警察署の警察官が、捜査用の普通乗用自動車に単独で乗車し、発生場所の駐車場に駐車する際、後方の安全確認が不十分なまま後退したため、駐車中の相手方車両と接触した事故であります。

この事故によりまして、相手方車両の修理費用として7万4,025円を県警が加入する任意保険で損害賠償したものであります。

次に、1つあけて、3ページの6番目でございます。平成25年12月12日の事案でございます。

宮崎南警察署の警察官が、警ら用の小型自動二輪車に乗車して警ら中、発生場所交差点手前で一時停止した際に、右方からの左折車両が、停止中の当該警察官の車両のため左折できずに交差点手前で停止したため、当該警察官が先に交差点を通過しようとしたしまして、右の方向の安全確認が不十分なまま交差点内に進入したことから、右方に停止していた車両を後方から追い越して、交差点に進入してきた相手方車両と交差点内で衝突した事故でございます。

この事故によりまして、相手方車両の修理費用として3万3,151円を県警が加入する任意保険で損害賠償したものであります。

続きまして、その下、7番目でございます。平成25年12月26日の事案でございます。

日向警察署の警察官が、捜査用務のため、捜査用の普通乗用自動車を手方敷地に駐車しまして、用務終了後、前進で発進する際、ギアを誤ってバックギアに入れて後退させたため、後方のガードパイプに衝突した事故でございます。

この事故によりまして、ガードパイプの所有者に対して、修理費用として13万円を県警が加入する任意保険で損害賠償したものであります。

続きまして、3ページ、一番下でございます。平成26年1月5日の事案でございます。

これも日向警察署でございますが、日向警察署の警察官が、小型警ら用無線自動車、いわゆるミニパトと申しますが、それに単独で乗車して警ら中に、橋の欄干下で腹ばいになって川を見

ている子供3人を認めたため、駐車して注意をしたところ、ミニパトに興味を持った子供たちが近づいてきまして、車内をのぞき込み始めましたことから、当該職員は子供たちの相手をした後に、助手席側にいた2人に、どいてという形でございましょうか、注意を促して発進したものの、助手席側の後部ドア付近に立っていた3歳の幼児に気づかずに発進してしまったことから、左側の後輪のタイヤがその幼児の右足の小指に乗り上げたという事故でございます。

この事故によりまして、そのお子さんに右足挫創の障がいが発生いたしましたため、治療費、通院費、慰謝料などとして8万2,219円を、自賠責保険で損害賠償したものでございます。

続きまして、次のページでございます。4ページでございます。

4ページが一番上の事案でございます。平成26年1月8日の事案でございます。

これも日向警察署でございますが、日向署の警察官が、交通事故捜査用のワンボックス型の普通乗用自動車、いわゆる事故処理を行う事故処理車と申しますが、それで交通事故現場に臨場し、発生場所駐車場に自分の車を後退して駐車する際に、現場に先着しておりました警察官が後方誘導を行っていたものの、その事故処理車の天井部分に設置されている赤色灯が店舗の軒部分に接触したという事故でございます。

この事故によりまして、店舗の所有者に対しまして、軒の修理費用として8万円を県警が加入する任意保険で損害賠償したものでございます。

続きまして、その下でございます。2番目ですが、平成26年2月23日の事案でございます。

宮崎南警察署の警察官が、警ら用の小型自動二輪車で警ら中に、発生場所駐車場を通り抜け

て逃走する不審者を発見いたしましたして、追跡を開始した際に、不審者に気をとられて、駐車場の敷地の境界線に張られておりました鉄製のチェーンがございまして、それに気づくのがおくれ、チェーンを固定する鉄製のポールに衝突したという事故でございます。

この事故によりまして、鉄製のポールの所有者に対して、修理費用として7万5,600円を県警が加入する任意保険で損害賠償したものであります。

続きまして、その下、4ページ、4番目であります。平成26年3月11日の都城市の事案であります。

都城警察署の警察官が、警ら用の小型自動二輪車に乗車し、所用のため、管轄外の交番に向かう際、その途中に脇見をして前方注視を怠りまして、進路前方に右折待ちで停止していた相手方車両に気づくのがおくれ、追突した事故であります。

この事故により、相手方車両の修理費用などとして10万円を県警が加入する任意保険で損害賠償したものであります。

続きまして、その下であります。5番目です。平成26年3月11日の日向市の事案であります。

延岡警察署の警察官が、捜査用の普通乗用自動車に単独で乗車し、発生場所の駐車場に後退しながら駐車する際に、右側後方の安全確認が不十分なまま後退しましたため、右後方から接近してきた相手方車両と接触した事故でございます。

この事故によりまして、相手方車両の修理費用などとして9万8,000円を県警が加入する任意保険で損害賠償したものであります。

引き続きまして、その下であります、4ページ、6番目です。平成26年3月13日の事案でござ

います。

これは高岡署の警察官であります。捜査用の自動車を駐車場に駐車しておられる際に、突風により運転席のドアが激しく開放いたしまして、隣の駐車枠に駐車しておりました相手方車両の運転席後部ドアに接触してしまったという事故であります。

この事故により、相手方車両の修理費用として10万605円を県警が加入する任意保険で損害賠償したものであります。

引き続きまして、その下であります。4ページ、7番目の平成26年4月11日の事案であります。

これは、日向署の警察官であります。ミニパトに単独で乗車し、給油所が発生場所だったんですけれども、そこで給油を終えて道路に出る際に、給油所に進入してくる車両がありましたことから、それに進路を譲るために、後方の安全確認が不十分なまま後退をいたしました。その際、給油所の柱に衝突してしまった事故であります。

この事故によりまして、柱の所有者に対しまして、修理費用として10万8,000円を県警が加入する任意保険で損害賠償したものであります。

県有車両による交通事故の最後になりますが、4ページ、8番目であります。平成26年4月17日の事案であります。

高鍋署の警察官であります。捜査用の自動車に単独で乗車し、緊急走行で逃走車両を追跡中に、対向停止中の相手方車両と離合する際に、ハンドル操作が不適切でありまして、自分の車のドアミラーが相手方車両の右側後部に接触したという事故であります。

この事故によりまして、相手方車両の修理費用として7万1,520円を県警が加入する任意保険

で損害賠償したものであります。

県有車両による事故につきましては、以上の11件であります。

交通の指導取り締まりを責務とし、交通法令を遵守すべき警察職員による交通事故は、県民の信頼を損なうことにつながりかねないものでありますので、現在の状況を重く受けとめ、防止対策を強力に推進し、職員による交通事故の防止に努めてまいります。

続きまして、装飾物品の損壊事故につきまして御説明いたします。

上に上りまして、4ページ、3番目をごらんください。

これは、都城署の警察官が、相手方の事務所を捜索差し押さえをした際に、事務所に置かれた陶器製の人馬型、人と馬が一体型になった置物でございますが、それを誤って倒したために、置物の馬の右前脚部分が折れたという事故であります。

この事故につきましては、相手方に対しまして、損傷した置物の商品価格から算出いたしました1万2,000円を県費で損害賠償したものでございます。

以上12件が、損害賠償を定めたことについての御報告でございます。

引き続きまして、刑事部長のほうから御説明させていただきます。

○武田刑事部長 それでは、地方自治法及び宮崎県の出資法人等への関与事項を定める条例に基づきまして、公益財団法人宮崎県暴力追放センターの経営状況について御報告をいたします。

お手元の平成26年9月定例県議会提出報告書、県が出資している法人等の経営状況、ちょっと分厚いやつでございます。これの151ページをお開きください。

それでは、まず、1の事業概要についてであります。平成25年度は、同センターの目的及び事業の一層の定着を図るとともに、暴力追放のための広報啓発活動、暴力追放相談活動等を重点とした推進事業の充実を図り、県民総ぐるみによる暴力追放、暴力団排除運動の活発化を図ったところであります。

2の事業実績についてでありますけれども、公益財団法人宮崎県暴力追放センターが行う事業には収益事業はなく、全てが公益事業でありまして、平成25年度におきましては、151ページから154ページの表のとおり実施しております。

まず、事業名(1)「暴力団員等による不当な要求行為の被害者に対する支援事業(公益事業1)」については、①の相談事業、助言事業として、常勤相談委員や弁護士等による相談・助言、②の少年保護活動事業としまして、警察や少年指導委員、暴力追放推進員との合同の会合や行事の参加、③の暴力団離脱更正促進事業としまして、更正援助活動や社会復帰援助関係の規程の整備、④の被害者救済事業としまして、見舞金制度や民事訴訟援助の周知徹底の4つの事業を実施しております。

次の152ページをお開きください。

事業の(2)「暴力団員等による不当な行為に対する犯罪被害防止事業(公益事業2)」につきましては、①の広報啓発事業としまして、宮崎県と宮崎県防犯協会連合会共同の宮崎県地域安全大会の開催、広報機関を通じた暴排広報記事の掲載、暴力団の現状と対策のパンフレットの作成配布等の活動でございます。②の民間暴力団排除団体等への支援事業として、事業所への不当購読拒否対策や暴力団対応研修会、暴力追放運動の支援の実施。153ページに移りまして、③の少年指導委員に対する研修事業としまして、

防犯協会と共催の研修会の開催、④の不当要求情報管理機関への援助事業として、銀行や証券会社などとの会議開催、⑤の全国及び九州管内研修会等の調査研究・情報収集事業でございます。次の154ページに移りまして、⑥の県内13地区における不当要求防止責任者講習等事業の6つであります。

次に、207ページをお開きください。

経営状況等の詳細につきまして、平成26年度宮崎県出資法人等経営評価報告書により御説明いたします。

まず、概要についてであります。

宮崎県暴力追放センターは、財団法人宮崎県暴力追放県民会議の名称で平成4年4月1日に設立され、平成19年に財団法人宮崎県暴力追放センターに名称変更が行われ、平成23年4月1日付で現在の公益財団法人宮崎県暴力追放センターとなったものでございます。

総出資額4億9,500万円は、現在の財団の基本財産であり、このうち、県の出資額が3億9,500万円、残り1億円は市町村の出資金となっております。

総出資額に対する県の出資比率は、記載のとおり、79.8%であります。

次に、下の欄の県関与の状況についてであります。

まず、人的支援について説明いたします。

センターの役員は13人で、常勤理事1名と非常勤理事12名となっており、県の退職者は事務局長を兼務する常勤理事1人と非常勤理事1人の2人が就任しております。

次に、財政支出等について御説明します。

県委託料は901万8,000円で、下の欄の主な県財政支出の内容①に記載されました「事業所暴力団等排除責任者講習委託事業」の委託料901

万8,000円のみでございまして、その他の補助金、交付金、負担金等はありません。

この事業は、暴力団対策法の規定に基づきまして、公安委員会から委託を受けて実施している事業であり、事業所の暴力団排除責任者に対しまして、暴力団等からの不当要求被害を防止するための講習会を行っており、昨年度は県内13地区におきまして25回、768名に対して実施しております。

次に、その下の欄にあります実施事業であります。

これはさきに述べましたとおり、公益事業の1として4事業、公益事業の2としまして6事業の10事業を実施しております。

次に、活動指標についてであります。

暴力追放センターが行っている10事業は、いずれも暴力団排除運動のために必要な事業でございますけれども、中でも、特に県民に身近な立場の取り組みとしまして、暴力相談受理状況、不当要求防止責任者講習等の研修会の参加状況、ホームページアクセス状況を活動指標として掲げております。

まず、過去の実績等をもとにしまして、①の暴力相談受理件数は、平成25年度の目標を300件としておりましたけれども、実績値は225件で達成度は75.0%でございました。

②の不当要求防止責任者講習会などの研修会参加者数は、目標値を5,000人としておりましたけれども、実績値は4,383人で達成度は87.7%。

③のホームページへのアクセス数は、目標値を5,700としておりましたところ、実績値3,906件で達成度は68.5%でありました。

次に、財務状況についてでございます。次の208ページを見ていただきたいと思います。

財務状況の数字は千円単位で表示しておりま

す。

經常収益、經常費用等の詳細につきましては、平成25年度事業報告書の155ページから158ページまでの貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録を後ほど御参照いただければと思います。

その表の財務状況のうち、左側の上のほうですけれども、正味財産増減計算書の平成25年度の欄をごらんください。

平成25年度の収入に当たる經常収益は2,366万1,000円、支出に当たります經常費用は2,485万2,000円で、当期經常増減額はマイナス119万1,000円となり、經常費用が經常収益を上回ったということになります。

經常外収益並びに經常外費用はありませんでしたので、平成25年度の当期一般正味財産増減額は、当期經常増減額のマイナス119万1,000円となっております。

また、平成24年度からの繰越金である平成25年度の一般正味財産期首残高は506万円でありましたので、平成25年度の一般正味財産期末残高は、当期一般正味財産期首残高から当期一般正味財産総減額のマイナス119万1,000円を差し引いた386万9,000円となります。

次に、当期指定正味財産増減の部について説明いたします。

平成25年度は、指定正味財産期首残高4億9,500万円、同期末残高4億9,600万円であり、100万円の増額となっております。

この内訳は、基本財産4億9,500万円と、平成25年度に新設しました特定資産の差止請求等費用運営資産100万円でございます。

差止請求等費用運営資産は、平成24年の暴力団対策法改正で、国家公安委員会から適格都道府県センターの認定を受けた各都道府県暴力追放センターが、指定暴力団組事務所付近住民等

から委託を受けて、センターみずからが原告となって暴力団組事務所使用差しとめの民事訴訟を起こすことができるようになりまして、宮崎県暴力追放センターは、平成25年10月24日付で適格都道府県センターの認定を受けましたので、センターが民事訴訟を行う経理的基盤としまして、差止請求等費用運営資産を設立したところでございます。

基本財産の4億9,500万円につきましては、従来どおり、国債、地方債の有価証券や定期預金で運用しております。

次に、正味財産期末残高の4億9,986万9,000円は、平成25年度指定正味財産期末残高4億9,600万円、平成25年度一般正味財産期末残高386万9,000円の合計額となります。

次に、右側の貸借対照表の平成25年度欄をごらんください。

平成25年度の資産は、合計5億872万9,000円であります。

資産の内訳は、流動資産が293万1,000円、固定資産が5億579万8,000円であります。

次に、負債は、合計886万円であります。

負債の内訳は、流動負債が職員所得税等の預かり金として6万2,000円、固定負債が879万8,000円であります。預かり金については、現在、支払いは終わっております。

次の、平成25年度の正味財産4億9,986万9,000円は、資産合計から負債合計を差し引いた額でございます。

次に、下の財務指標についてであります。

①の自己収入比率の実績値47.4%は、記載の算式のとおり、基本財産運用収入の655万1,000円に、自己収入の賛助会費448万円と寄附金74万8,000円を加えた合計を、当期支出合計額の2,485万2,000円で割り、比率を算出したもの

であります。

平成25年度の目標値60%に対しまして、実績値は47.4%でしたので、達成度は79%でありました。

②の管理費比率の実績値19.6%についても、算式に基づき管理費487万7,000円を総支出額の2,485万2,000円で割り、比率を算出したものであります。

平成25年度の目標値30%に対しまして、実績値は19.6%で達成度は134.7%でありました。

次に、直近の県監査の状況についてであります。

県監査事務局が実施した平成25年度包括外部監査結果は、外部監査人の意見で、賛助会員会費の増加など自主収益の拡大に努め、安定的な財政基盤の確保に努める必要があるというものでございました。

この意見に対しまして、意見に対し講じた措置に記載しておりますけれども、このとおり、現在、より積極的な賛助会員獲得活動を推進しているところでございます。

最後に、総合評価についてであります。

県の評価は、事業活動実績面については、適格都道府県センターの認定を受け、民間の暴力団排除組織に対する支援活動の充実を図るなど、暴力団追放に向けたさまざまな支援活動を積極的に行っており、その実績は評価できるとしております。

また、財政面につきましては、長期安定の財政基盤の確保を図るため、基本財産の運用見直しなど、なお一層の自助努力が必要であるとしております。

また、活動内容及び組織運営についてはAで良好、財務内容についてはBでほぼ良好との評価を受けております。

続きまして、平成26年度の事業計画について御説明いたします。

159ページから160ページをお開きいただきたいと思っております。

1の事業概要についてであります。

本年度においても、公益財団法人として一層の定着化を図るとともに、これまで以上に広報啓発活動、民間や自治体の暴排活動の支援、暴力相談事業等を積極的に推進することとしております。

2の事業計画については、本年度も(1)の暴力団等による不当要求行為の被害者に対する支援事業で4事業、(2)の暴力団員等による不当な行為に対する犯罪被害防止事業で6事業の10事業を推進していくこととしております。

次に、161ページをお開きください。

3の収支予算書(損益)についてであります。

まず、大項目のIの一般正味財産増減の部から説明いたします。

(1)の経常収益は、中に書いてあります基本財産運用益、特定資産運用益、受取会費(賛助会費)、事業収益、受取補助金等、雑収益とで構成され、合計では記載の2,433万8,967円の収入となっております。前年と比較し、約13万7,561円の増額となっております。

一方、(2)の経常費用につきましては、事業費、162ページに移りまして、管理費で構成されまして、合計2,720万8,000円となっております。

経常収益と経常費用の差額である評価損益等調整前当期経常増減額は、マイナス286万9,033円となっております。平成26年度の一般正味財産期首残高は386万9,033円でございますので、平成26年度の一般正味財産期末残高は100万円となります。この100万円は、一般正味財産で保有しています貸付原資産100万円となります。

次に、大項目のⅡの指定正味財産増減額の部について説明いたします。

指定正味財産の受取寄附金100万円は、平成25年度から始まった一般財団法人宮崎県警察職員互助会からの平成26年度特定寄附金でございます。

センターでは、この寄附金を指定正味財産として保有し、特定資産（暴力団組事務所使用差止請求等費用運営資産）として活用しております。暴力団組事務所使用差止請求等費用運営資産は、平成26年度の特定寄附金を加えると200万円となります。

平成26年度の基本財産運用益794万1,000円は、一般正味財産に振りかえますので、基本財産の増額はなく4億9,500万円のままとなり、平成26年度の当期指定正味財産増減額は、受取寄附金分の100万円の増額となります。

指定正味財産期末残高は、基本財産4億9,500万円、暴力団組事務所使用差止請求等費用運営資産200万円の合計であります4億9,700万円です。

Ⅲの正味財産期末残高は、一般正味財産期末残高の100万円に指定正味財産の4億9,700万円を加えました4億9,800万円となります。

なお、平成26年度の事業計画は、本年3月3日開催の理事会で、また平成25年度の事業実績につきましては、本年6月5日開催の理事会並びに本年6月20日開催の評議員会において、それぞれ承認されております。

センターが行っております事業の中では、公安委員会の委託事業である不当要求防止責任者講習等事業が、県土整備部管理課が行う県発注建設工事等入札参加資格審査の加点点評価項目に追加新設されるなど、暴追センターの役割はますます重要となりますので、今後も予算の効率

的な運用と経費等の節減になお一層努めるとともに、官民一体となりました宮崎県暴力団排除条例と連動した暴力団排除活動等を積極的に実施していく所存でございます。今後とも、委員長を初め、委員の皆様の暴力追放センターに対する深い御理解と御協力をお願いいたしまして、報告とさせていただきます。以上でございます。

○西村委員長 報告事項に関する執行部の説明が終わりました。

報告事項に関する質疑はございませんか。

○徳重委員 まず、交通事故の関係でお尋ねしますが、平成26年1月、2月、3月というのがかなりあるわけですが。11月、12月も入ってます。これは、6月議会では出せなかったんですか。

○水野警務部長 こちらで報告させていただきます事案につきましては、その時期につきましては、まず相手方の被害総額が確定することが必要でございまして、その上で、保険会社に間に立っていただいて、相手方との示談を行います。また、保険会社による示談の完了というのが必要でございます。その上で、まず議会での議決、それから知事の専決を行うことが必要でございまして、それらの手続が全て終了し損害賠償額が確定した上で、今回の議会における報告ということに至りました。

したがって、少し損害賠償の額の確定に時間がかかり過ぎておられるかもしれませんが、手続の都合でそういったことになっておるということをお理解いただければと思います。

○徳重委員 1月にも何件かございますし、12月にも何件かあります。交通事故は、私たちの仲間もそうですが、事故を起こさないというわけにはいかない点もあるかと思うんです。これはもう事故ですから、仕方がないと言えばそれ

までなんです、やはり警察という立場からしても、取り締まるという立場からしても、交通事故は起こしてほしくないというのが、県民の願い、住民の願いだと、こう思うんです。

こうして事故が頻発しているということに対して注意は喚起されるということですが、毎月起きてるといふこの現実をどのように捉えて、そして署員に対してどのような訓示をされたのか、そこ辺をちょっと教えてみてくださいませんか。

○水野警務部長 せんだっての6月議会以降も、公務中の公用車での事故というのは実際発生しておりますし、議会での御指摘を踏まえて、先ほど副署長会議という会議を開きましたという、会議の開催だけではなくて、私も事故が起こる都度、6月議会以降はどういった事故だったのかというのを速報してもらうようにしております。

件数についても把握するようにいたしておりますし、また先ほど冒頭で申し上げましたけれども、各所属におきまして、御指摘を受けたということ踏まえまして、例えば警察署の駐車場において運転技術の実技の訓練、特に事故が多いのは後退中であつたりするものですから、後退中にはどのようにするのかというようなことを、いま一度確認するような訓練も行っております。

また、特に事故を起こした職員に対しましては、より一層の安全運転の意識づけを図るということで、これは以前からもやっておりますけれども、改めて、一ツ葉の免許試験場がございます。県下で交通事故を起こした者については全て、その者を招致して、基本の確認でございますけれども、いま一度、運転の訓練を試験場においてやっております。その際、私も直接その訓

練の場に立ち合わせていただいて、先生方からの御指摘がありましたということ踏まえ、また、本部長からも自分の車両としてしっかりと事故を起こさないように今後確認していくという言葉があつた旨、直接私からも伝えるということをやらせていただきました。その対策をしたにもかかわらず、まだまだ事故が発生し、またこういった形で報告しなければならないというのは非常に大変申し訳ないというふうに思いますけれども、これは引き続き、今回の御指摘もございましたので、事故のないように対策を打ってまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

○徳重委員 交通事故っていうのは物損事故が多いし、この状況からしても、大体10万円前後の損害賠償ということになります。それは保険でやるから、そんなに影響はないんだというような思いをされてるかもしれませんが、私はそうでないと思うんです。車を傷つけられたほうは、非常にそのことが、どうしてもずっと頭に残ってしまうんです。だから、事故そのものはそんなに大きな事故でなくても、すぐ修理代というのは10万前後かかってしまうということで、一遍傷つけられると、車に乗るのも嫌な思いをするわけですから、県民の立場に立って、やはりこういう事故が少しでも少なくなるように、ひとつ今後努力をしていただきたいということをお願ひしときたいと思います。

○西村委員長 ほかにないでしょうか。

○高橋委員 事前に説明にお見えになりましたから、対策は十分にとるということで理解をしておりますので、もう多くは申し上げませんが、任意保険で処理するということでしたが、一般に任意保険料というのは、保険料が支払われることによって掛金が上がってくることになってる

はずなんです、そこら辺は、やっぱり掛金は上がってくるということで理解をしたほうがいいですね。

○水野警務部長 過去からの掛金で申し上げますと、台数が変わっておるものですから、単価で見ないとわからんかなと思うんですけども。

昨年度の任意保険の対象となった台数が1,000台ございました。保険料は660万4,000円でございます。それから、その前年度の平成24年度であります、974台の車両につきまして481万8,530円となっております。これは、平成23年度から任意保険での対応になりましたので、その段階まで申し上げますと、965台に対しての451万8,000円ということでございます。

単価で申し上げますと少し高くなってるかのようでございますけども、保険の契約は、台数、団体の割引とかいろんな割引がございまして、必ずしも事故が起きることによって保険料が上がるということにはなっていないのかなというふうに思うんですけども、そういった見合いの中で保険料の支払いというのは決定しているということでございます。

これも入札してございますので、またそれも保険会社のほうで勘案していただきながらやっていただいているのかなというふうに思います。以上です。

○高橋委員 通常の保険会社からすると、保険会社は出したくないわけです。だから、そういうシステムからいうと、保険料の支出があれば、それなりのペナルティーというのがあるのが通常の保険のシステムですから、恐らく団体割引があったにしても、それなりの負担は生じてくるのかなというふうに思いますんで、先ほど言いましたように、対策はしっかりとってらっしゃるといいますから、今後とも注意喚起をよ

ろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、暴力追放センターの関係で、賛助会員の御説明がありました。毎年、質疑があつてるところかもしれませんが、賛助会員の会員数と会費、ここをまず教えてください。

○武田刑事部長 平成25年度で、全部で278会員でございます。団体が245会員、個人が33会員でございます。会費は団体が一口1万円、個人が一口5,000円という仕様になっております。

○高橋委員 冒頭の278人と、個人の33はどういう関係があるんですか。278人とおっしゃいましたか。

○武田刑事部長 278会員です。278の中から、団体と個人というのがございまして、その数字でございます。

○高橋委員 わかりました。25年度の賛助会員の予算は448万円ですね。そして、26年度が450万円ですけど、2万円をふやして目標にしようということで、控えめな目標になってるなど思いながら。

ただ、つけ加えて申し上げますと、積極的に賛助会員を募ってらっしゃるのかなと、ちょっと説明を聞きながらそういう疑問も湧きました。ひところ、被害者何とか、団体がありましたよね。県議会議員にも募られて、私も賛助会員に何回かなつた記憶があるんですけど。そういう意味では、受けとめ方として、こちらのほうは余りPRされてないような気がしますが、そういう点も含めて御答弁をお願いします。

○武田刑事部長 賛助会員は、企業ですとか、飲食業ですとか、個人もいらっしゃるわけありますけども、講習会を開くたびに、皆さんのこういった賛助会員費で賄われてると、活動ができるんだというお話を積極的にやっているとございまして、ホームページあたりにもそう

いったことを出しております。

今、ちょっと手元にないんですけども、賛助会員が、昨年よりも、その前年よりも、徐々に会員数的には伸びてきております。ですから、賛助会員の数は、積極的な活動をする上で必要な事項だということで、懸命にいろんなところでPRをしながら、お願いしながら。

そして、賛助会員になった場合には、損金として税額の控除等もございますので、そういったことも御紹介しながら加入を進めてるところでございます。

○高橋委員 暴力追放センターの賛助会員と、私が先ほど言いました被害者の支援の賛助会員がありますよね。暴力対策は、関係者といえますか、いわゆる飲食組合とかそういった方が中心になって会員になってらっしゃるのかなと、もう一つの被害者支援のやつは、もう幅広く賛助会員になっているのかなと、そういう思いを勝手にしたところですが、そういったところはどうか。

○武田刑事部長 県内に、今、およそ2,800の事業所が、選任事業所として届け出をしてきております。これは、だんだんと数がふえてきております。

○高橋委員 何の事業所ですか。

○武田刑事部長 不当要求防止責任者としてこちらは選任しますよという数が、だんだんと増加してきておるわけでありまして、こういった事業所に賛助会員になっていただけませんかというような御案内もさせていただいてるところでございます。

この責任者事業所が、昨年からしまして200ぐらい増加しているわけでありまして。先ほどちょっと最後に御説明しましたが、今度の入札参加資格の制度が新設されましたけども、こういった

ことでうちも選任事業所として届ける、そしてその講習を受ける、そしてこの加点をいただく、あわせて、賛助会にも理解のあるところは加入させていただきませうというようなことでありますので、積極的をお願いをしてるところでございます。

○高橋委員 わかりました。もう最後にします。207ページの一番下のほうです。

活動指標というところがありますが、平成25年度の暴力相談受理件数、目標が300で、実績値が225で、75の達成度ということですが、これはいろいろと見方があって、相談はないほうが平和だよなというイメージも持ちますから、目標を高くするのはいかがなものかなと思ったりして、いろいろと悩ましいんで。

225というのは、結局、今こういう暴力に対する事案というのが減ってきてる、警察本部のいろんな取り組みもあって、そういったところももう落ち着いてるというふうな見方をしたらいいのか、あるいは水面下でなかなか表に出てこない分も結構あるんだとか、そういった分析について教えてください。

○武田刑事部長 この目標値300というのは、過去5年間の平均値が235でございまして、それに2割ほど乗せて目標値として300という措置をした結果、昨年は225ということで、平均値が235でございますので、その幅なのかなと思ってるところであります。

やはり相談は、もちろん暴力事案がないほうがいいわけでありまして、我々はそういうことはないんだと、隠れてる部分をどうにか声を大きくして、そして電話とか窓口に来てやっていただきたいということで、これは非常に重きに思っているところでございます。

その表にもございますが、相談受理の225のほ

とんどは電話相談でございますけども、その内容を御紹介しますと、「こんな電話があったけど、えせ右翼じゃないのか」あるいは「えせの同和やないのか」「暴力団か」というような、そういった照会の電話も非常に多うございます。ここ一、二年の傾向は、自分の企業の約款に暴排条項を盛り込みたいんだけど、どうすればいいんでしょうかというような、こういった非常に積極的な相談もございます。そこに弁護士も2人、外部の委員としてお願いしておりますけども、金銭トラブルあるいは家庭内の暴力のことも来たり、それは、その都度で関係課に引き継いでおるわけでございます。

したがって、この225は落ち着いた数字じゃなくて、その幅にあるのかな。もっとふえてもいいんじゃないのかなって思ってるのが、センターの考え方ではございます。

○高橋委員 わかりました。5年の平均で、それに警察の考え方として、恐らくいろいろと潜んでる分があるよと、だから300ぐらいに設定をして取り組んでるということで、よくわかりました。

その下にある研修会なんかは、結構参加してもらったほうがいいわけですから、ある意味では、こういったところにまた力を入れていただいて、暴力の件数が1件でも少なくなるように、今後ともよろしくお願いします。以上です。

○西村委員長 ほかにないでしょうか。

○押川委員 161ページの収支予算書、今、高橋委員からもありましたけども、この経常費用の中の事業費と管理費の中のこの見方、これは同じ経費で見るとかなと思うんですけど、ちょっともう一度。事業費と管理費のあり方。

○武田刑事部長 公益法人の認可の基準が、事業費50%、管理費50%ということで、これをク

リアして公益法人の認定を23年にいただいたわけでございますけども。どうも今までの実績を見てみても、さらに事業費がいい方向でありまして、7割が事業費、管理費が3割ということで、非常に事業に多くつぎ込まれているところでございます。

したがって、この指標を見ましても、管理費が、目標は30であるのに対して、25年度は19.6ということで、もっと事業費に回せたという結果になるので、この30%というのはさらにいい134.7%ですよという見方をするわけでございますけども。例えば、県費の901万は全て事業費にしか回せないとかいうようなやつも、それぞれに規定があるわけでございますけども、いろんな活動の事業費にさらに回していけるように努力したいというふうに考えております。

○押川委員 事業費、管理費それぞれにある賃借料等については、案分で支出をすると理解していいんですか。わかりました。

それから、先ほど徳重議員から出たんですが、損害賠償額を定めることについての件でありませんが、同じ人が、例えば2回以上とか、そういったことはないんでしょうか。

○水野警務部長 済みません。御説明がちょっと足りなかった部分があったと思いますけども。

過去からどこまでさかのぼるかによりますけれども、平成22年からさかのぼったデータであれば手元でございますので、それを御紹介させていただきます。

22年1月から平成26年7月末現在までの間での交通事故、複数回起こした者は何人いるのかという御質問かと思えます。

2回起こした者が31名おります。3回起こした者が2人おります。4回起こした者が1人おります。これにつきましては、指導教養をしつ

かりしとるところでございますけれども、複数回起こすということは指導教養が足りてないのではないかという御指摘かと思っておりますので、そういうことがないように、今後も引き続き気を引き締めてまいりたいと思っております。以上です。

○押川委員 そういうことを何回も繰り返されるという方は、上司の方々の指導なり取り組みに対して、やはり集中が少ないのかなという気がするんです。残念なことだというふうに思いますので、これ以上言いませんけれども、やはり何回もというのはちょっといかなもんかなと思っておりますし、軽微だからということで、私用と公用の認識、こういったものが若干欠落しているのかなというふうに思います。今後も、県警本部もそうでありますけれども、署を初め、それぞれの部課の中で徹底して、そういう啓蒙というのが必要なのかなというふうに思いますので、これはもう要望にしますけれども、よろしく願いしておきたいと思っております。

○西村委員長 ほかにないでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 なければ、次に、その他の報告事項に関する説明を求めます。

○山内生活安全部長 少年非行等の現況と対策について、お手元の配付資料等に基づいて御説明申し上げます。

まず、資料の項目1、犯罪少年の(1)刑法犯少年の検挙状況についてでございます。

刑法犯少年とは、刑法の罪を犯した14歳以上20歳未満の少年でございますが、検挙人員は、全国、県内とも平成17年以降、減少傾向にあり、昨年は全国で5万6,469人ございました。

また、本県では444人と、過去14年の中でも最多でありました平成17年の1,157人と比較いたしますと、4割程度に減少しております。

資料の表にはございませんが、昨年、窃盗事件で検挙した少年は、444人中の278人で、刑法犯少年全体の約63%を占めておりまして、少年犯罪の中で窃盗が最も高い比率となっております。

次に、(2)の特別法犯少年の検挙状況についてでございます。

特別法犯少年とは、特別法の罪を犯した14歳以上20歳未満の少年でございますが、全国では平成23年をピークに減少傾向にございまして、昨年は5,830人ございました。

本県では、平成17年から20人台で推移してございましたけれども、平成24年と25年は増加しております。昨年は67人と突出しております。

67人の内容を見ますと、にせの110番通報を行った虚偽申告などでの検挙が45人、港などの防波堤、こういったものの禁止区域侵入の検挙が14人など、いわゆる軽犯罪法違反の検挙が61人となっております。

次に、項目2の触法少年の補導状況についてでございます。

触法少年とは、14歳に満たないで刑法犯や特別法犯にふれる行為を行った少年のことでございます。

この触法少年のうち、刑法犯にふれる行為を行った少年の補導人員につきましては、全国的には減少傾向にあります。本県におきましては、平成17年以降、100人前後で推移してございました。しかしながら、平成24年が157人、平成25年が149人と、この2年間、高どまりの状況にございまして、非行の低年齢化が懸念されるところでございます。

次に、項目3の不良行為少年の補導状況についてでございます。

不良行為少年とは、犯罪少年や触法少年には

該当しないものの、喫煙や飲酒、深夜徘徊といった不良行為を行った少年のことでございます。

県内におきましては、平成17年から平成23年まで減少傾向にございましたが、平成24年、25年と若干増加しております。

増加した要因につきましては、非行少年の低年齢化が認められますことから、積極的な街頭補導を実施している結果ではないかと分析しております。

本年上半期における少年非行の特異な事例といたしましては、宮崎市内におきまして、暴走行為をした高校生を含む少年16人を道路交通法違反、共同危険行為の禁止でございましたけども、これで逮捕・検挙をした事件、それから、都城市内におきまして、自動販売機から現金を盗んだ窃盗事件などで、中学生等16人を逮捕・検挙した事件などの事例がございます。

この2つの事例にも見られますように、近年、少年非行の低年齢化と集団化が懸念されるところでございます。

以上、御説明いたしました少年非行の現状を踏まえた上で、警察が取り組んでおります主な少年非行防止対策について、項目4に基づき御説明いたします。

まず、(1)の教育機関との連携についてでございます。

本県では、少年非行の7割を中・高校生が占めておりますことから、県内の公立学校と学校・警察相互連絡制度、それから私立の中・高等学校とひむかつ子健全育成サポート制度をそれぞれ運用いたしてございまして、相互に情報共有を図っているところでございます。

また、スクールサポーターとして警察官のOB6人を採用いたしまして、本部と4警察署に配置して、問題を抱える児童生徒や保護者、あ

るいは学校関係者、こういった方々への指導助言等を行って問題解決を図るなど、少年の非行防止のための幅広い活動を行っております。

スクールサポーターの効果的な具体的事例といたしましては、不登校や無断外泊を繰り返しておりました生徒とその保護者に対しまして、学校と連携しながら指導助言を継続的に行いました結果、不登校や無断外泊が解消されるようになりまして、さらには、今春には本人が希望する高校に合格するという事例もございました。

このように、スクールサポーターの活動に対して、県内の各教育委員会や学校から高い信頼と評価を得ているところでありまして、さらなる体制の充実を求められているところでございます。

次に、(2)の規範意識の醸成についてでございます。

少年非行の中で、本格的な非行への入り口にもなり得る自転車盗や万引きなどの初発型非行が、全体の約7割を占めております。

そこで、警察では、このような初発型非行の防止を図るため、学校と連携しながら、教師と警察職員がパネルや寸劇を交えながら共同して事業を進めるチーム・ティーチング方式を取り入れた非行防止教室を開催してございまして、少年の規範意識を高める活動を行っているところでございます。

昨年は、延べ273校におきまして、5万1,000人を超える児童生徒を対象に実施いたしました。

また、この非行防止教室の際には、薬物の危険性や有害性について理解を深める薬物乱用防止教室もあわせて開催しております。

次に、(3)の再非行防止対策についてでございます。

警察では、検挙したり、補導した少年の再非

行を防止するために、現在、少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動に重点的に取り組んでおります。

この支援活動は、過去に非行少年として取り扱いはり、かつ再非行の恐れのある少年を、保護者の同意を得た上で、警察署長が支援対象少年に指定し、担当の警察職員が継続的な訪問あるいは電話等による助言指導を積極的に行いまして、その立ち直りを支援するものでございます。

昨年は、支援対象少年72人に対しまして、811回の支援を実施しております。

また、この支援活動の一環として、平成24年度からは県費予算をいただきまして、「少年に手を差し伸べる立ち直り支援事業」を推進しております。

この事業は、支援対象少年を農業体験や奉仕活動等に参加させることにより、社会の一員としての自覚や規範意識の醸成を図るものでございます。

具体的には、支援対象少年が、警察職員や少年警察ボランティア、あるいは少年の保護者と一緒に、農業体験や調理体験あるいは河川や公園等の清掃活動、こういったものを行います。

そして、これらの活動を通じて、少年が抱えている疎外感の解消や生活意欲の改善を図ろうとするものでございます。

この事業は、毎月1回開催しておりますけれども、昨年度は45人を対象に実施したところでございます。

これらの活動に参加した少年からは、「農家の人も大変だと思つと同時に、感謝の気持ちが出てきた」といった感想が聞かれております。

また、保護者からは、「子供に笑顔が出てきた。参加してよかった」といったような反響もござ

いまして、一応の成果が出ているものと考えているところでございます。

今後とも、一人でも多くの少年が非行から立ち直ることを期待しながら、この事業を継続してまいりたいと考えております。

次に、項目5の少年の保護対策についてでございます。

まず、(1)のインターネット利用による福祉犯対策についてでございます。

近年、全国的には、インターネットを利用した女子児童が被害に遭う福祉犯の増加や、少女の性を売り物とする営業の出現等、少年を取り巻くさまざまな課題が存在しております。

昨年、県内におきましても、インターネット利用による青少年健全育成条例違反、児童買春・児童ポルノ法違反等の福祉犯や強制わいせつの罪で17件17人を検挙し、17人の被害児童を保護したところでございます。

今後とも、インターネット利用等の福祉犯につきましても、徹底的に検挙し、被害児童の保護対策を進めてまいりたいと考えております。

次に、(2)の少年を取り巻く有害環境の浄化対策についてであります。

警察では、検挙と並行して、インターネット利用による少年の犯罪被害の防止を図るため、少年及び被害者を対象として、学校等におきまして、非行防止教室のほか、サイバーセキュリティカレッジを開催しております。

サイバーセキュリティカレッジとは、小・中・高校生やその保護者、教職員、大学生、こういった方々を主な対象に、インターネットやスマートフォン等の危険性あるいは犯罪被害に遭わないための対処方法など、情報セキュリティに対する意識の向上等を目的として、警察職員が行う出前形式の講演活動のことでございます。

昨年は、合計194回、約3万6,750人を対象に開催しております。

また、携帯電話のフィルタリング導入につきましては、リーフレットを作成した上で、中学校に入学あるいは卒業する生徒の保護者に配布いたしまして意識啓発を行っておるほか、携帯電話販売事業者に対してもフィルタリング普及の徹底を継続して働きかけているところでございます。

最後に、資料にはございませんが、不良行為少年対策についてでございます。

不良行為については、非行に移行する前兆ともいえますことから、早期の対応が必要なため、少年警察ボランティアと連携しながら、昨年は県下で974回の街頭における少年補導活動を行うなど、初期的段階での少年非行防止対策を積極的に推進しているところでございます。

委員の皆様には、青少年の健全育成に向けての警察活動に、一層の御指導・御支援、そして御理解を賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○西村委員長 その他の報告事項に関する執行部の説明が終わりました。

その他の報告事項についての質疑はございませんか。

○押川委員 少年非行の防止対策の中で、スクールサポーター配置6名ということでした。この方の身分というんですか、これはどういう方々が6名指名されてるんですか。警察官でいいんですか。

○山内生活安全部長 スクールサポーター、現在、警察官OBの方でございまして、身分としては非常勤の公務員になっております。特別職の公務員ということです。

○押川委員 そこで、本部が4名、警察署で2

名ですか。

○山内生活安全部長 本部の少年課に2名、それから警察署が4名でございまして、警察署は、具体的には*宮崎北警察署、都城警察署、日向警察署、延岡警察署に配置しております。

○押川委員 その方が、警察署等で配置できないところには応援に行かれるか、そういうことになってくるわけですね。

○山内生活安全部長 そのとおりでございます。ブロック別に活動しておりまして、例えば都城警察署のスクールサポーターは、えびのまでカバーしております。

○押川委員 ひむかっ子健全育成サポート制度ってというのはどういう内容のものか、ちょっと教えてください。

○津端少年課長 ひむかっ子の関係につきましては、私立高校との情報交換の制度というような形になります。公立高校と私立高校につきましては、県の主管課が違いますので、一応、分けた上での制度、これを設けております。

○押川委員 大体わかりましたが、県立と私立と分けられて、同じ方々がこのサポート制度の中での指導なり協議あたりもされていくということでもいいんですか。そして、非行に対する全県の中での対策を組まれるということになるのでしょうか。

○山内生活安全部長 今、少年課長のほうから申し上げましたように、対象が公立学校と私立学校とが違うということだけで、対応する警察のほうは同じでございます。

○押川委員 そのような対策を打っていただきながら、先ほど、犯罪少年から1、2、3についての説明があつて、対策の効果があるところと、やはり目が届かなくてふえてる案件とかあ

※20ページに発言訂正あり

るわけでありませども、それぞれの捉え方というのは、減ったところは減ったなりにそれだけ検挙率は高くなってるわけだから、そういう取り組みがされたのか。あるいは、増加してるところについては、皆さん方が対策はされるけども、そういう事案というのが多くなってきたのかという分析あたりはどのようにされてるでしょうか。

○山内生活安全部長 お手元の資料の中で、刑法犯の少年あたりは年々減少傾向にございます。そして、逆に、触法少年あるいは不良行為少年、こちらは24年、25年と増加してございますが、この辺の考え方はですけども、刑法犯少年全体の減少傾向というのは、平成14年が全国的にも、また本県も刑法犯の認知件数は最多でございました。全国で285万件、宮崎で1万7,703件という、そのままいくと犯罪国家になってしまうような危機的状況にあったわけですけども、これではいけないということで、いろいろな犯罪抑止対策を進めてまいりました。

その結果、昨年の刑法犯認知件数は7,997件ということで半減以下ですけども、そういうふうに、いろいろな犯罪抑止対策をとってまいりました。その中で、特に刑法犯の認知件数の中で、窃盗犯というのが8割を占めておりまして、これを何とか叩く必要があるということで対策をとってまいりました。特に、少年がかかわる犯罪、自転車盗でございますとか、万引きでございますとか、こういったところが非常に大きなボリュームでしたので、この対策をしっかりとってきた結果が、全体の抑止につながったのと、少年の非行の減少にもつながっていったということではないかというふうに考えております。

もう一つ、触法少年と不良行為少年、こちらのほうは先ほども申し上げましたけども、最近、

低年齢化の傾向が見られましたんで、一昨年、24年、25年と少年補導のほうにも力を入れまして、少年も検挙をやろうということでやっております。その少年補導等に対する活動が数字としてあらわれてきてるのかなという気がしております。以上です。

○押川委員 ありがとうございます。

最後にしますけども、再非行防止対策の中で、農業体験、奉仕作業等の活動ということで、これはいいことだなと思うんですが、この農業体験、その農家あたりはどのような形で受け入れを頼まれるのか。そういう何かがあるんだろうというふうに思いますが、この奉仕作業の河川関係においても、やっぱりどこかにそういうお願いをして了解をしていかないと、河川は県土整備部あたりが持っているわけですから、そこあたりとの連携というのはどのようにされてるんでしょう。

○山内生活安全部長 農業体験につきましては、少年補導員の方が農地を持っていらっしゃることで、当初24年度に始めたときには、農地の賃借料といったのも予定しとったんですけども、篤志で農地を提供するとおっしゃっていただきまして、現在はその方のボランティアとして農地を提供していただいております。

ただ、苗代とか、それから謝金、こういったことはきちっと予算でいただいているということでございます。

また、清掃活動等につきましても、付近の公園でございます。河川敷とか、そういったところの清掃活動を一緒になってやっていると状況でございます。

○押川委員 ありがとうございます。できるだけそういうことで、再非行がないような形の中で、また努力していただきますようお願い

しときたいと思います。ありがとうございました。

○山内生活安全部長 済みません。先ほど質問の中で、サポーターの配置で、私、宮崎北警察署と申しあげましたけど、宮崎南警察署でございます。誤っておりました。訂正させていただきます。

○西村委員長 ほかにないでしょうか。

○高橋委員 子供の件数については、いわゆる人口減少じゃないですか。団塊の世代なんて、たしか300万人同級生がいたと思うんです。今、100万ですよ。宮崎県内にしても、ひところは2万人ぐらいいたのが、今1万じゃないですか。できれば、比率とかという数字も今後出していただくと。子供に対する不良少年の数とか、そういったのが今後必要になってくるかなと思いますから。きょうはいいです。要望しますけども、今後検討いただくとありがたいと思います。

○山内生活安全部長 ただいまの比率の問題でございます。

宮崎県でございますが、先ほど、刑法犯444名、それから触法少年149名と申しあげましたけども、合計で593名でございます。宮崎県の少年人口、これは24年の3月の集計でございますが、11万3,425人となっております。少年に占める刑法犯少年と触法少年の比率は5.23%というふうになっております。全国では5.79%でございますので、全国平均よりは若干下回っておるということでございます。

○高橋委員 ありがとうございます。また今後よろしく願います。

○山下委員 少年犯罪の低年齢化ということが、今、大きな社会問題になってると思うんですが、以前は万引きとか特徴的なものがあったと思う

んですが、万引きとかそういうものも低年齢化してるのか。少年たちの今の犯罪状況ってのはどういう状況か、ちょっと教えてください。ひったくりとかあると思うんですけど。

○山内生活安全部長 初発型非行の中で、万引きが一番多い犯罪ではあるんですけども、現在の万引きの検挙件数を見ますと、少年層よりも高齢者層のほうが、二、三年前から逆転しております。現在は高齢者のほうが多いという状況になっております。

○西村委員長 今、山下議員が伺ってるのは、万引きだけではなくて、犯罪の低年齢化における、低年齢化してる内訳です。

○山下委員 特徴的な少年犯罪の中で、万引きっていうのがどれぐらいの件数があるのか。

○山内生活安全部長 万引きで捉えますと、万引きは136件ございまして、そのうち中学生が42件、それから高校生が58人となっております。万引きとか自転車盗、オートバイ、こういったものを全て合わせまして311人でございますが、中学生では105人、33.8%、それから高校生が141人、45.3%、両方で78%ということで、中学生、高校生ではこういった罪種が占めておることになります。

○山下委員 万引きのやり方だろうと思うんですが、ちょっと教えてください。スーパーとかデパートとかコンビニとか、いろいろあろうと思うんですが、デパート関係に行くと、そういう職員の方がおられて万引きの現場を押さえるとか何とかっていうのがあると思うんですが、一番摘発されてるのはどういう状況、どういう場所ですか。やっぱりスーパーですか。コンビニですか。

○津端少年課長 少年の万引きの検挙の経緯につきましては、店舗側からの連絡がほとんどに

なっております。

○**山下委員** 低年齢化と同時に、少年犯罪の初犯というのは一番万引きぐらいかなと思うんです。やっぱり、これが一番大きな犯罪行為につながっていくと思うんで、しっかりそういう防犯、その辺をまた頑張ってくださいとありがたいと思ひまして、よろしくお願ひいたします。

○**西村委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**西村委員長** それでは、その他で何かありませんでしょうか。

○**山下委員** ちょっと教えてください。

先ほど、警察官の事故等もかなり発生してるということなんですけども、ことしの交通事故の発生状況等はどうなってるのか、ちょっと教えていただくとありがたいと思ひます。

○**鳥井交通部長** ことしの交通事故の発生状況ということで、御説明させていただきます。

昨年と比較しますと、けがの出る、いわゆる人身事故というのは、昨年1万458件、負傷者が1万2,000人、けがの出ない物損事故というのは2万3,000件発生しておりました。

ことしの特徴なんですけども、人身事故、物損事故、負傷者ともに、いろんな対策が功を奏したのか、減少傾向を示しております。

ただ、残念といいますか、重く受けとめておりますのは、昨年1年間、交通事故で59人亡くなられたんですけども、ことしは人身事故とか負傷者、物損事故が減少を続ける中で、どうしても死亡事故だけに歯どめがかかっていないという厳しい現状がございます。

昨日現在で、38件、39人の方が亡くなられておるといふような状況がございまして、特に死亡事故を分析してみますと、昨年は59人亡くなって、33件、33人の方が夜間に亡くなられてるん

ですけども、ことしはこの現象が逆転しまして、38件、39人亡くなられて、夜間の事故というのは12件、12人で約3割。ことしの死亡事故は、7割が昼間といいますか、日の出から日没までの間に発生しておると。

去年は59人になっておりますけども、ペース的には、昨年と同時期に比べますと5件、6人の増加ということで、交通警察に身を置く者として、非常に重く受けとめてるところでございます。

死亡事故の形態も、去年、高齢者が多いということが言われましたけども、去年33人、ことしも39人のうちの6割は高齢者でございます。また、高齢者のうち、65歳以上を高齢者ということにしておりますけども、7割は75歳以上の後期高齢者ということで、高齢者対策というのは今後も非常に不可欠というふうに判断し、大きな課題かなというふうに思っているところでございます。これから秋口を迎えまして、薄暮時の事故がふえてくる、死亡事故もふえるんじゃないかということで、現在、9月12日から80日作戦ということで、県下警察署で取り組んでおるところです。

また、運転者側に対しては、依然として事故の7割が前方不注視、安全不確認等のてげてげ運転において発生しておりますので、ドライバーに対しても緊張感を持たせる対策、これを講じていきたいというふうを考えてるところでございます。以上でございます。

○**山下委員** なかなか死亡者も減らないということで、非常に残念な結果なんですけども。

私たち、以前は法令講習というのが地域でありました。必ず受けないと、免許更新のときにいろいろ不都合があるとか、厳しい警察の指導があるんだとかそういうことがあって、私たち

も若いときから、忙しくても法令講習は必ず、年に1回か2回だったと思うんですけど、地域の体育館に老若男女みんな集まって受けてたと思うんですが。

交通法規はそんなに変わらないんでしょうけども、私たちも免許更新のときしか法令講習を受けることがないもんですから、例えば道路交通法が変わってることを知らないことが多いんです。今、そういう法規の徹底とか法令講習というのは、どういう形で徹底した公示をされてるのか、昔みたいなやり方があるのかどうか、ちょっとそこ辺をお知らせいただけたら。

○鳥井交通部長 今、議員のほうから質問のありました法令講習。以前は地区単位、公民館単位といいますか、法令講習というのは非常に活発に行われていた。今でも、公民館長さんとか地域で熱心なところは、法令講習をお願いしますということで、幾つかは残ってるんですが。定期的に全ての地区をやるというのは、要望等が年々少なくなってきたというのは言葉的に語弊がございますけども、以前は非常に活発に行われたんですが、今は非常にそういう要望が——今でも、熱心なところは警察官が出向いてやっておるところです。たしかに、さらにいろんな法律が変わっておるということで、免許更新の3年、5年の範囲の中でやる以外にも、安全運転管理者講習とかいろんなキャンペーン等の場をもちまして、周知徹底には努めておるところではございます。以上です。

○山下委員 交通事故が多発すると、取り締まり月間とかいろんな指令が出て、取り締まりを強化されます。

私は、やっぱり取り締まりを強化するだけでなく、日ごろの認識だろうと思うんです。警察官の事故等についても、さっきの説明を聞いて

ると、安全確認という、警察官でもこういう初歩的なミスがあるのかなと、そんな思いで説明を聞いたんですけど、やっぱり常日ごろの認識をどう高めるかだろうと思うんです。以前みたいな法令講習があると、私たちってのは、法令講習を受けることによって、警察官の説明とビデオか何かやってましたよね。そういう場面を見ることによって、事故に対する怖さや認識というのを、以前は得たような気がするんです。そういう場面というのは、もう今、全然私たちもないもんですから。優良運転者だったら5年に1回の免許更新です。そのときしか、そういうものにふれることがないと。事故がなかなか少なくなる、そして大事な命が奪われるということであれば、やっぱりもうちょっとそこら辺の意識啓発のやり方が検討できないのか、そのことをちょっとお聞きしたいと思うんですけど。

○鳥井交通部長 御指摘のとおりでございます。交通事故をなくすためには、我々警察官も含めてそうなんですけども、取り締まりだけじゃなくて、県民一人一人にいかに浸透させるか、これは永遠のテーマでございます。

法令講習以外でも、例えば今月は敬老の日とかありましたけども、地区にはこちらから出向いて行って高齢者対策を進めないといけないということで、いろんな機会を捉えて、各警察署、企画安全係のほうで、そういう講習等の場に派遣しておるところです。我々警察官のマンパワーにも限界がございますので、その辺を浸透させる方策はないかということで、県も含めて、自治体、関係機関、もうちょっと連携とり合っ、具体的な方策というのを見出していきたいというふうには考えております。

○山下委員 よろしく申し上げます。

○西村委員長 そのほか、何かないでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 ないようですので、以上をもちまして警察本部を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩をいたします。

午前11時38分休憩

午前11時42分再開

○西村委員長 委員会を再開いたします。

報告事項につきまして、局長の説明を求めます。

○四本企業局長 説明に入ります前に、一言御礼を申し上げます。

先月28日に行いました日南ダム発電所の起工式には、西村委員長及び地元選出の高橋委員に御臨席を賜り、まことにありがとうございます。

詳細につきましては、後ほど御説明いたしますけれども、日南ダム発電所は、既設の治水ダムを発電に活用する県内初の取り組みでありまして、企業局としては、今後ともこのような未利用エネルギーの活用に取り組んでまいりたいと考えておりますので、引き続き、委員の皆様には御指導、御支援を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

さて、本日御報告いたします項目につきまして説明をさせていただきます。

お手元に配付しております文教警察企業常任委員会資料の目次をお開きください。

企業局では議案はございませんが、提出報告書関係が2件、その他報告事項が3件の合計5件でございます。

まず、Ⅰの提出報告書関係の2件についてであります。

1つ目は、宮崎県公営企業会計電気事業の継

続費に係る事業について、地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定により精算報告を行うもので、平成24年度から25年度にわたって実施しました立花発電所入口弁取替工事について御報告させていただきます。

2つ目は、県が出資している法人等の経営状況につきまして、地方自治法第243条の3第2項及び宮崎県の出資法人等への関与事項を定める条例第4条第3項の規定に基づきまして、企業局が出資しております一般財団法人一ツ瀬川県民スポーツセンターの経営状況等について御報告するものであります。

次に、Ⅱのその他報告事項についてであります。1つ目は、日南ダム発電所の着工について、2つ目は、岩瀬川発電所において実施しました発電所施設見学ツアーについて、3つ目は、今年度における供給電力量の状況について御報告させていただきます。

私からは以上でございますが、詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○沼口総務課長 それでは、平成25年度宮崎県公営企業会計の電気事業に係る継続費の精算報告につきまして御説明をいたします。

委員会資料の1ページをお願い申し上げます。

対象工事は、立花発電所入口弁取替工事でございます。

まず、1の工事概要であります。この工事は、立花発電所の水車入口弁につきまして、経過年数が50年に達し漏水がふえるなど老朽化が進んでいることから、機能維持のため、平成24年度から25年度にわたって継続費を設定いたしまして、取りかえ工事を行ったものでございます。

2の工事内容といたしましては、入口弁の取

りかえでありまして、工事期間は3のとおり、平成25年1月11日から平成26年3月20日までの約15カ月間でございます。

下のほうに写真がございますが、左側が取りかえ後の入口弁の外観でございます。右側は弁の内部ということになりますが、上段のほうが取りかえ前の、これは蝶型弁という弁でございます。蝶型弁という種類のものから、取りかえ後は、下の段の複葉弁という弁に取りかえたということございまして、複葉弁につきましては、より損失の少ないものであるということでございます。

4の工事費用の詳細につきましては、お手元の平成26年9月定例県議会報告書の7ページのほうなんですけれども、青色のインデックスで別紙2と表示しているところをごらんいただきたいと思っております。

立花発電所入口弁取替工事の継続費精算報告書であります。

1つ目の、(款)事業費(項)営業費用は、既設の入口弁の撤去に要した費用でございまして、全体計画の欄の年割額欄の一番下、計の欄になりますが、総額329万9,000円の計画に対しまして、表の中ほどの実績欄の支払義務発生額欄の一番下、計の欄になりますが、実績256万5,000円余となります。

次に、(款)資本的支出(項)建設改良費は、入口弁の製作、据えつけ工事に要した費用で、全体計画欄の年割額欄の一番下、計の欄になりますが、総額1億8,746万5,000円の計画に対しまして、表の中ほどでございまして、実績欄の支払義務発生額欄の一番下、計の欄になりますが、実績1億2,973万4,000円余となりました。

継続費の精算につきましては、以上でございます。

○喜田経営企画監 それでは、県が出資している法人等の経営状況について報告いたします。

お手元にあります平成26年9月定例県議会提出報告書(県が出資している法人等の経営状況について)の143ページをお開きください。

一般財団法人一ツ瀬川県民スポーツセンター平成25年度事業報告書であります。

まず、1の事業概要でございます。

当法人は、一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設の指定管理者として、平成21年4月1日から平成26年3月31日までの5年間の指定を受け、ゴルフ場の管理運営を行ってきたところであります。

なお、当法人は、平成26年4月1日から引き続き5年間、指定管理者として、当施設の管理運営を行うことになっております。

また、公益法人制度改革により、平成24年4月1日に一般財団法人に移行したことから、公益目的支出計画に基づく事業も実施しております。

この公益目的支出計画といいますのは、これまでに受けた寄附などの財産を公益の目的のために消費していく計画のことでありまして、当法人の場合は、基本財産を県と新富町に計画的に寄附していくということで一般財団法人としての認可を受けております。

次の、2の事業実績ですが、(1)一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設の指定管理業務でございますが、事業費が1億827万3,000円となっております。

また、事業実績といたしましては、ゴルフコースの利用者数が3万2,714人、主催コンペの開催が181回、参加者数が1万6,417人、ゴルフカートの出借者数が2万7,552人、レストランの利用者数が2万5,213人などとなっております。

(2)の公益目的支出計画の実施に係る事業費は100万円で、県と新富町にそれぞれ70万円、30万円の特定寄附を実施しております。

144ページからの経営状況の詳細につきましては、後ほど説明いたします経営評価報告書と重複しますので、ここでは省略させていただきます。先に今年度の事業計画について説明いたします。

148ページの平成26年度事業計画書をお開きください。

1の事業概要は、平成25年度と同様でありませ

ず。2の事業計画であります。1の指定管理業務に係る事業費は1億1,243万7,000円で、事業内容につきましては、平成25年度と同様であります。ゴルフコースの目標利用者数を3万3,500人、主催コンペの目標参加者数を1万6,450人に設定しております。いずれの目標利用者数についても、当法人が近年の利用者数の動向を踏まえ設定した数字であります。

なお、(2)の公益目的支出計画の実施につきましては、前年度と同様、県と新富町に合計100万円を寄附する内容となっております。

149ページの収支予算書をごらんください。

収入の合計は1億1,400万2,000円で、ゴルフコースの利用料収入、カートの使用料、レストランの売り上げなどが主な収入となっております。

前年度より144万7,000円の減収となっておりますのは、近年の利用者数の動向や客単価の低下を考慮し、目標利用者数を全年度より低く設定しているためです。

支出の合計は1億1,263万7,000円で、前年度より149万円の減となっておりますが、指定管理者の募集条件の見直しにより、企業局納付金が

減額になったことなどによるものであります。

その結果、下から3段目の当期収支差額にありますように、ほぼ前年並みとなる136万5,000円の利益を見込んでおります。

次に、205ページをお開きください。

宮崎県出資法人等経営評価報告書について御説明いたします。

まず、当法人の概要ですが、中ほどにありますとおり、設立は平成元年11月18日で、総出資額は800万円、うち県の出資額が560万円で、出資比率は70%となっております。

次に、県の関与の状況のうち、人的支援ですが、役員数5名のうち、県退職者は非常勤役員1名となっており、その下の職員数10名は、全てプロパーの職員であります。

その下の、財政支出等につきましては、該当ありません。

その下の、主な県財政支出の内容につきましても該当ありません。

その下の、実施事業につきましては、先ほどの内容と同様でございます。

その下の、活動指標であります。ゴルフ場の利用者数は、目標値3万7,500人に対し、実績値3万2,714人で、達成度は87.2%となりました。

また、②主催コンペの年間参加者数は、目標値1万7,800人に対し、実績値が1万6,417人で、達成度は92.2%となりました。

一番下の欄にありますように、これまでの実績を勘案して、ゴルフ場利用者数及びコンペ参加者の目標値を平成26年度から見直しております。

続きまして、206ページをお開きください。一番上の財務状況であります。

まず、左側の正味財産増減計算書について御説明いたします。平成25年度の欄をごらんくだ

さい。

一番上の経常収益は1億1,029万5,000円、その下の経常費用は1億827万3,000円で、差し引きの当期経常増減額は202万2,000円となりました。これから、その下の当期経常外費用増減額15万1,000円と差し引いた当期一般正味財産増減額は187万1,000円となりました。

一般正味財産の期首残高が184万3,000円ありましたので、期末残高は371万4,000円となっております。

当期指定正味財産増減額は、平成25年度も特定寄附を実施したため、マイナス100万円となり、指定正味財産期末残高は800万円となりました。その結果、一般正味財産と指定正味財産を合わせた正味財産期末残高は1,171万4,000円となっております。

次に、右側の貸借対照表を御説明いたします。平成25年度の欄をごらんください。

資産は2,423万2,000円で、内訳は普通預金などの流動資産が1,520万1,000円、定期預金、機械装置などの固定資産が903万1,000円であります。

次の、負債は1,251万8,000円で、未払金、預かり金などの流動負債のみです。

資産から負債を差し引いた正味財産は1,171万4,000円で、内訳は、指定正味財産が800万円、一般正味財産が371万4,000円となっております。

その下の財務指標ではありますが、①利用料金収入は、目標値7,805万円に対し、実績値7,378万8,000円となり、達成度は94.5%となりました。

人件費は、節減分を評価しておりますので、達成度は102.1%となっております。

自主事業収入は、目標値3,739万9,000円に対し、実績値3,513万6,000円となり、達成度は93.9%となりました。

一番下の総合評価の欄になります。

右側の県の評価ですが、活動内容につきましては、活動指標はいずれも目標を達成していないものの、各種コンペを実施し利用者確保に取り組んだ結果、平成25年度の利用者数が、昨年度から増加に転じたことについては評価したいところであります。引き続き、新規利用者の開拓等、誘客対策に取り組んでいく必要があります。

財務内容につきましては、平成25年度の入りが前年度をわずかに下回ったものの、運営経費の削減に努めた結果、2期連続で単年度収支で黒字を確保したことは評価できるものの、財政基盤の安定が引き続き課題となっております。

最後の段落にいきまして、組織運営につきましては、適切な人員配置により、効率的に運営されているものと評価しています。

これらを踏まえまして、4段階評価につきましては、その下にございますように、活動内容はC、財務内容はC、組織運営はBとしたところであります。

提出報告書関係の説明は以上でございます。

○西村委員長 報告事項に関する説明が終わりました。

ここで、お昼になりましたので、休憩を挟みたいと思います。では、1時5分まで暫時休憩いたします。

午後0時2分休憩

午後1時5分再開

○西村委員長 委員会を再開いたします。企業局の説明が終わりました。

質疑はございませんか。

○高橋委員 事業報告書の関係でお尋ねします。

143ページの特定期寄附、これは根拠がいろいろ

あると思うんですけど、別に迷惑施設じゃないがなと思いつつ、いただくほうは大変ありがたいお金ですから、その根拠と、増減は当然あり得ると思うんですけども、そこら辺を教えてくださいませんか。

○喜田経営企画監 寄附をしておりますのは、もともと財団の基本財産は、県が700万、新富町が300万出資をしたものでございまして、それを10年分割で返していくということで、このように毎年100万円ずつ支払ってるところでございませぬ。

○高橋委員 だったら、いわゆる期間限定になるわけでしょうか。そういう理解をしていいんでしょうか。

○喜田経営企画監 そうでございませぬ。

○高橋委員 わかりました。次に行きます。

149ページの企業局納付金の関係で、収支予算書の下の方に企業局納付金、指定管理者が納付するお金のことですが、255万減額になってますが、その根拠を教えてください。

○喜田経営企画監 255万減額になっておりますのは、これは消費税が5%と8%の関係もございまして、消費税抜きで比べますと300万減額になっております。

その理由につきましては、やはり最近のゴルフ場の利用状況等を踏まえまして、指定管理者から毎年2,300万プラス消費税を徴収するのはちょっと厳しいということで、26年度から、今回の指定管理者につきましては2,000万に減額したことによるものでございませぬ。

○高橋委員 わかりました。

○西村委員長 ほかにないでしょうか。

○押川委員 1ページの、立花ダムの水車入口弁は50年ということでありませぬけど、大体これは耐用年数があるんですか。

○山下施設管理課長 一般的に水力発電所の機械というのは、法定の耐用年数というのがあります。これが22年になっております。

ただ、22年で全ての設備がすぐだめになるというわけではございませぬので、一つ一つの設備につきまして老朽化状況を見て、悪くなったものを取りかえるということでございまして、この入口弁につきましては、そこにありますとおり50年経過して漏水等がふえて老朽化してるということで、今回取りかえたものでございませぬ。

○押川委員 大体20年から25年ということで、使える間は使えるということで、たまたま今回は漏水等があったからかえたということではないですか。わかりました。

この蝶型弁と複葉弁、どっちがいいんですか。

○山下施設管理課長 従来の形は、その上にあります蝶型弁というものを使ってございまして、これは鋳物製になっております。それで、先ほどもちょっと言いましたけれども、今回新しくしました複葉弁のほうが流れる水に対する抵抗が小さい、損失が小さいということでこちらのほうを採用してございませぬ。

それから、価格的にも若干上よりも安いというようなことで、下の複葉弁のほうがすぐれているということになってございませぬ。

○押川委員 これからはこういう弁にかえていられるという方向だろうと思ひませぬし、これは直径がどのくらいあるんですか。

○山下施設管理課長 ここについてございませぬのは、直径が1.7メートルでございませぬ。だから、人間が立って歩けるぐらいの大きさはあります。

○押川委員 ありがとうございます。

それから、144ページ、貸借対照表。流動資産の中の未収金は、どういうものかちょっと教え

てください。昨年からすると、175万円ほど減額になっておるんですが。

○喜田経営企画監 こちらの未収金の内訳は、ゴルフ場に置いてあります自動販売機の手数料とか、あとは雑収入です。ポイント発行料とか印刷物でしょうか、そういうようなものが主なものでございます。前年度の未収金との比較ですが、今手元に数字を持ってませんので、ちょっとお時間をいただければ。

○押川委員 いいです。

自動販売機の未収金というのは、どういうものが未収金になるんですか。リース代か何かですか。

○喜田経営企画監 ゴルフ場の財団法人が、いろんなほかの事業者の方に場所をかしておまして、その手数料でございまして、その手数料でございまして、その手数料でございまして。

○押川委員 わかりました。

下の負債の中の未払い金というものは、1,000万ぐらいですけど、どういうものがありますか。

○喜田経営企画監 未払い金につきましては、一番大きなものは企業局に支払っていただきまます納付金でございまして、これが四半期ごとに4分の1ずつ、4月15日までに支払っていただくということで、3月31日時点では未払い金に計上されております。

○押川委員 わかりました。

その下の預かり金は何ですか。

○喜田経営企画監 預かり金につきましては、利用者の皆様からお預かりしたゴルフ場利用税とか、あとは職員の社会保険料とかでございまして。

○押川委員 わかりました。

○西村委員長 ほかにないでしょうか。

○高橋委員 206ページの財務指標のところでお尋ねします。

人件費の目標値に対して実績値が4,387万2,000円で102.1%、圧縮したからよかったという見方をせんといかんとですよ。26年、27年は4,500万と上げてらっしゃいますけど、客観的に見てどうなのか、あるいは、どこと比較して人件費がどうなのかということも必要なわけで。今、人件費が余りにも下がり過ぎることが問題視されて、上げなさいって政府も言ってるぐらいで、だから私も、どうもここがちょっと疑問符がついて。下げたことに二重丸をつけていらっしゃるような表だと思うんです。その考え方を、いま一度教えていただくとありがたいです。

○喜田経営企画監 議員おっしゃるとおりだと私も思っておりますが、これは、評価の方法が、新宮崎県公社等改革指針に基づき、人件費はこの評価の項目に上がっておりまして、その評価の方法も行政経営課のほうで統一されており、その関係でなっております。

ただ、趣旨は十分御理解いたしますが、減額になったのは、実際は給料をカットしたとかそういうことではございまして、時間外手当とかが予算に比べて執行残が出たということで、その分を評価しているというふうに理解していただければと思っております。

○高橋委員 大変すばらしい答弁をいただきました。

基本賃金は生活給ですので、しっかり補償されて、客観的に見て余りにも高ければ、経営を圧迫してるのであればそれなりに下げんといかんときもあるでしょうが、ここに目標がいった人件費を削ることがいいんですよということにはならないということで理解しましたので、今後とも御指導よろしく申し上げます。わかりました。

○徳重委員 一つだけお尋ねしときたいと思います。

206ページの総合評価の内容が、活動内容あるいは財務内容ということですが、C、C、Bというような形で出てます。私が考えるところ、精いっぱい努力されてるなというのを感じるわけです。ここで、なぜCなのか。私は、Bでも十分だと思うし、Aでもいいんじゃないかという気がするんだけど。教えてください。

○喜田経営企画監 活動内容がCになっておりますのは、3万7,500人の利用者の目標を掲げており、それに対して実績が3万2,489名と、前年度よりは増加はしておりますが、やはり大幅に下回ってるというところでCをつけざるを得なかったというところでございます。

財務内容につきましても、上の貸借対照表のところ一般正味財産というものがございまして、平成25年度でいきますと、財務状況の表の下から3番目のところ、370万ほどと、やはりこのあたりが運転経費等にはまだちょっと不足している。その上の指定正味財産は、いずれ県と新富町に返すものですので、このあたりをもっと充実させる必要があるということでCをつけさせていただいております。

ただ、今年度からは、目標も3万3,500と実現可能な水準まで下げてまいりましたので、今後はもっと評価ができるのではないかなと思っております。以上でございます。

○徳重委員 御案内のとおり、今、ゴルフ人口もかなり減ってきておるといふ現実、どこのゴルフ場も経営が大変厳しいというような状況の中で、今おっしゃったように、目標をちょっと下げて、ちゃんと健全経営だという形をつくられたほうが、私はいんじゃないかなと思えます。よろしくお願ひしときたいと思います。

○喜田経営企画監 先ほどちょっとお答えできませんでした平成24年度の未収金でございますが、これは前年度、特殊な事情がございまして、財団がゴルフ場の売店とかで使える商品券を発行しておるんですが、発行してる分を、実際売り上げがあったときに計上するために、未収金と計上したものによるものでございます。

○西村委員長 ほかにないでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 ないようでしたら、次に、その他の報告事項に関する説明を求めます。

○平松開発企画監 それでは、日南ダム発電所の着工につきまして報告いたします。

委員会資料の2ページをごらんください。

1の概要にありますように、今まで利用されていない水資源を発電に有効に活用するため、日南ダムにおいて、県内の治水ダムでは初めてとなる水力発電所の建設工事に着手するものであります。

工事費は7億7,760万円で、平成28年3月の完成を予定しております。

固定価格買取制度を利用して売電することとなります。

2の設備概要としましては、建設場所が日南ダム直下流の左岸側になります。最大出力は520キロワット、最大使用水量は1秒間に3.5トン、年間供給電力量は233万3,000キロワットアワーで、一般家庭に換算しますと、約650世帯分の年間の使用電力量となります。

起工式につきましては、8月28日に実施したところです。当日の様子を、下の写真にお示しております。

引き続き、発電所施設見学ツアーについて報告いたします。

資料の3ページをごらんください。

1の目的にありますように、発電所施設見学ツアーは、二酸化炭素をほとんど発生しないクリーンなエネルギーである水力発電の仕組みやダム役割についての説明と、環境保全に対する意識の啓発を行い、企業局の事業をわかりやすく伝えることを目的に実施しています。

2の実施概要にありますように、社会科の授業の一環として行っておりまして、5月の綾第二発電所に続いて、本年度2回目として、7月16日に野尻小学校の4年生38名を対象に、岩瀬川発電所で開催いたしました。

子供たちからは、「水車のそばでは、強い風が吹いてきて、びっくりしました」とか、「発電の種類がいっぱいあるんだな」と思い、勉強になりました」などの感想が聞かれました。

施設見学の後は、発電所下流の河原で鮎の放流も行いました。当日は、好天にも恵まれ、子供たちの喜ぶ声や楽しんでいる光景が見られました。

私からは以上でございます。

○田村総合制御課長 それでは、平成26年度の供給電力量の状況について御報告いたします。

委員会資料の4ページをごらんください。

上の表は、8月末までの数字であります。今年度における供給電力量とダム地点での雨量を月ごとに示したものです。

右側の雨量の欄では、30年平均の雨量と今年度の実績、そして30年平均と実績との比較を掲載しておりますが、4月、5月の雨量は30年平均を下回ったものの、6月以降は雨が多く、累計の実績は2,413ミリメートルで、30年平均比では119%となっております。

左側の供給電力量の欄では、今年度の目標と実績、そして達成率を掲載しておりますが、全

ての月で目標を上回っておりまして、累計の実績は3億4,914万3,000キロワットアワーであり、目標に対しましては114.6%の達成率となっております。

また、下の表は、発電所ごとの供給電力量を示したものであります。

その他報告事項についての説明は以上でございます。

○西村委員長 その他報告事項に関する説明が終わりました。

質疑はございませんか。

○高橋委員 日南ダムの発電所の着工については、私、地元議員として本当にお礼を申し上げます。西村委員長も日向からおいでいただきまして、企業局長を初め、幹部職員の方もありがとうございました。

それで、今議会での質問でも話題になってましたが、送電網に接続する負担、徳重委員も鋭い質問をされてましたんで、私も聞きながら、水力発電も一緒ですよねと思いながら。最近で言うと、たしか、小林市が太陽光発電を断念しました。

そこで聞くんですけど、日南ダムの発電所の場合、7億8,000万の工事費が計上されてるわけですが、ここに支障はないものか。あるいは、また場所によってもいろいろと違ってくると思うんで、その辺をもう少し説明いただくとありがたい。

○平松開発企画監 日南ダム発電所の系統連携費用、工事負担金になるんですけれども、これにつきましては約400万円ということで、九州電力のほうと協議が整っているところです。日南ダム発電所をつくるに当たりましては、系統連携の申し込みが比較的少ない時期に申し込んであるということで、九州電力さんの設備の余裕

があるときに申し込んだということで安くなったものと考えております。

現状もですけれども、これからの地区につきましては、今、太陽光発電関係の申し込みが多いということもありまして、電力会社さんの配電線や送電線の設備の増強費用がかなり高価になるということが予想されます。そのために、これから事業を行うときには、やはり高額な負担金が懸念されるというような状況です。

○高橋委員 日南ダムの場合には、今、400万とおっしゃいました。当初の金額からはみ出たないということで理解していいですね。わかりました。

問題は、日南ダムはこれでいいわけですが、ほかの水力発電までやろうというふうにお考えのわけですか。そういったところはまだ申し込みはしてらっしゃらないと思うんです。ということは、送電網の工事費の負担金、これが400万どころか、相当な負担になるということを予想せんといかんということですよ。

○平松開発企画監 議員がおっしゃるように、これから検討していく地点につきましては、地区によってはそういうような設備増強をしないといけないような、電力会社さんの状況もあると思いますので、そのときの負担金につきましては、ちょっと高額な負担金が請求されるというようなこともあろうかと考えております。

○高橋委員 地区によってはという言い方をされましたので、あえてまたお聞きするんですけど。日南の広渡ダムを含めて、活用したい水力発電が何カ所かありましたら。

ただ、日南、広渡ダムは、地形的にいろいろと工事費のコストが上がるのかそういったところもあって、厳しいなという。ただ、送電網の負担の部分がほかのところでは高い場合には、広

渡ダムのほうがいいとかそういうのもありかなと思いつつ、今ちょっと考えたんですけど。

結局、これから手がける水力発電は、当初企業局が考えてらっしゃる事業費よりも高くなることを想定しないといかんということですよ。○平松開発企画監 今までのような考えでの電力系統につなぐ費用よりももう少し高くなるんで、事業費が高くなるということが想定されま

す。

○高橋委員 もう最後にします。

それでも企業局は、やるよという姿勢は変えてないということで確認してよろしいですね。○四本企業局長 新たな発電所をつくるということになりますと、当然、どれだけ費用がかかるか、取り付け道路が要ったり、水を持ってくるのをどうやってやるかとか、それで幾らかかるかということをとにかく緻密に計算をして、そして一方、それでどれだけの電力が生み出されて幾らで売れるかということ計算して、そしてそれが20年なら20年の間にちゃんと元が取れるのかということ計算して、それからゴーサインを出さないといかんわけですが、その過程で、系統連携の費用が今までこうやってこれぐらいやろうというのがちょっと変わってきてますので、それがあんまり高いこと言われると、やっぱり二の足を踏む場合もないとは思っております。

○高橋委員 わかりました。

○徳重委員 日南ダム発電所、これは大変ありがたい、おめでたいことだと思いますが、7億7,760万という経費を投じるわけで、650世帯分ということのようございませう。年間これだけと思うんですが、売電額にしてどうなるんですか。何年でこの投資分になるものでしょうか。

○平松開発企画監 建設費用が約8億円かかる

ということで、あと年間の収入を7,000万ほど見込んでいます。初期投資額を回収するのが、約12年というふうに考えてます。

○徳重委員 12年たった後は、もう丸もうけという形になります。これは、すばらしいことだなと思ってますので、ぜひ、またほかにできる場所があればやってほしいと思います。

それと、ことはもう御案内のとおり、雨が多くて、先ほど、この数字からしますと、十四、五%多く売電できるということになったと思うんですが、14%の金額は、概略というか、売り上げ的に粗でどれぐらいの金額になるものでしょうか。

○喜田経営企画監 目標を超過した分につきましては、キロワット当たり1円で収入増に結びついてまいります。目標の3億400万に対して3億4,900万ぐらい発電しておりますので、4,500万ぐらいの増収に結びついてまいります。

○徳重委員 これは、一般会計繰り入れになるわけですか。それとも、もう企業局の財産になっているわけですか。

○喜田経営企画監 企業局の決算の利益の増加につながりますので、一応、企業局のものでございます。

○徳重委員 今まで、こんなに大きく増収になるという形はなかったものでしょうか。ここ四、五年の統計上、どんなものでしょうか。4,000万円という大きいと思うんですが。

○田村総合制御課長 近年では、おととしがやはりかなりの発電量で、平成24年ですが、目標に対して122.8%の達成率でありました。

○徳重委員 最後に、企業局が、こうしていつも本当にうらやましいような数字を示されるので、執行部のほうも大変お金に困ってらっしゃるようでございますので、ぜひひとつ、企業局

としては何か繰り入れの条件というのは考えていらっしゃらないものですか。ずっとこんな数字が出てくると、赤字になるときもあるかもしれませんが、大体想定されるのはもうかるんだなというのを考えます。繰り入れの条件というか、そんなものはないものでしょうか。

○沼口総務課長 ちょっと正式名称が浮かんできませんので、ちょっとよろしいですか。

地域貢献に資するというようなことで、そういった積立金が規則上ございまして、そういったのは利用できるのかなというふうに思っておりますが、ちょっと名称が出てきませんけれども。そういったものの利用の余地はあると思うんですけれども、ただし、今、九電との間では総括原価方式で契約を結んでおりますので、総括原価方式というのは、幾ら発電にかけると人件費が幾らあるいは機器類が幾らというのが基本になっておりますので、なかなか余剰が出てこないというのが基本にございます。そういった余剰が出てきて、また一般会計に出すということになりますと、九電のほうから、それはちょっと企業局もうけ過ぎじゃないかというようなことにもなりかねませんので、そのあたりは深く考えていかないといけないのかなというふうに思っております。

○徳重委員 いいです。

○西村委員長 ほかにないでしょうか。

○山下委員 先ほどの説明で、日南ダムの収入が7,000万円で、12年で初期投資は取れるということでした。これは、売電単価はいくらになるんですか。

○平松開発企画監 売電単価につきましては、固定価格買取制度を利用しますので、1キロワットアワー当たり税抜きで29円となります。

○山下委員 ちょっと教えてください。

これは、出力によって売電単価は変わるんですよね。例えば、1,000キロ以上とか1,000キロ以下とか、マイクロとか、それも単価が違うと思うんですが、ちょっと教えて。

○平松開発企画監 200キロワット未満が34円、200キロワット以上1,000キロワット未満が29円、1,000キロワット以上3万キロワット未満が24円というふうになってます。

○山下委員 200キロ未満が34円ということですか。

ちょっと関連しますのでお聞きしたいと思うんですが、100キロ未満のマイクロの件なんですけども、農政サイドで中山間地域の湧水等を利用して、農業用水等を利用して見直しをしているということ、今、いろんな事業が組み立てられております。これには、農政サイドで、水利権の問題とか河川法とかさまざまな規制等をクリアしながら取り組みがなされてるんですけども。

都城の中でいろんな取り組みをされてる事例等があって、農政サイドに言うと、ある程度いろんな規制等をクリアする手立てとか、それはできるんですが、現場を見たときに、例えば落差の問題とか流量とか毎分何トン流れるかという計算になったときに、電力の仕組みということが、やっぱり農政サイドじゃわからないんです。農政サイドが、小水力、マイクロ発電を振興する場合に、農政サイドに技術者がいないんです。電気に詳しい企業局と、マイクロの発電を県が推進しようというときの連携というか、そういうものはどのような形でとられておりますか。

○平松開発企画監 農政のほうとは、逐次、情報が上がってくる、お互いに情報を共有し合えるようなことをしておりまして、地域の市町村

のほうから、農業用水とかそういうものを利用した水力発電については、農政サイドから上がってきたりするものがあります。

企業局のほうからも、農政サイドのほうに照会をかけたとか、そういうことでお互いに情報共有するようにしております。

○山下委員 今、企業局では、100キロ以下のマイクロの取り組みは何か実績があるんですか。

○平松開発企画監 私どもが、行った事例としましては、祝子ダムの維持流量を活用した祝子第二発電所という、出力が35キロワットの設備を設置しているものがございます。また、綾北ダムの維持流量を利用した発電設備を現在建設中で、来年の1月に完成する予定となっております。

○山下委員 わかりました。今、県の大きな柱の中でも、太陽光とかバイオマスとか、さまざまな取り組みがなされてるんですけども、昼夜問わず、天候にも関係なく、水力というのは非常に魅力があると思うんです。今、宮崎県も中山間を多く抱える課題の中で、その活性化とかいろんな地域おこしの中で、一つの魅力というのはこのマイクロ発電があるかなという思いなんです。ぜひ、農政サイドとも、いろんなノウハウを情報提供して推進していただくといいかなと思うので、よろしく願いいたします。

○西村委員長 ほかにないでしょうか。

○沼口総務課長 先ほど、私が積立金の名称を思い出さないというようなことで、これは、電気事業会計には地方振興積立金というのがございまして、ちょっと私も頭の中が整理できておりませんで、一般会計のほうに繰り出しができるというような形で説明したと思ってるんですけども、これは、一般会計への貸し付け原資になるというようなことで、現在の事業では、

環境森林部のほうに、森林整備のための未来創造貸付金という形等々で部局のほうに貸し付けを行っておると。貸し付けですから、当然将来的には回収すると、そういった類いの積立金でございました。失礼いたしました。

○徳重委員 現在、総額どれだけ貸し付けていらっしゃるんですか。

○沼口総務課長 一般会計では、先ほど申し上げました未来創造貸付金、年間6億円ということで、これは4年間貸し付けておまして、合計で24億円を貸し付けております。

○徳重委員 その貸し付けの返済はどういう形ですか。24億円もということになりますと、相当な年数。どういう条件で貸し付けていらっしゃるわけですか。

○沼口総務課長 実際、貸し付け年度が平成25年で終わりました、現在、24億円残ってるということで、金利は0.1%だったと思うんですけども、毎年6億に0.1%の金利をつけて返していただくというような形をとっております。

○徳重委員 償還期限は決まってるんですか。

○沼口総務課長 毎年、6億円ずつを返していただいておりますということなんです。4年間ということになります。

○徳重委員 今、4年で24億円貸していらっしゃいます。そうすると、もう、すぐまた6億円ずつ、4年間返すんですか。そんなのはないでしょう。

○沼口総務課長 先ほど4年間と申し上げましたが、実は、始まっておりますのが平成17年。このときは、3億貸しております。18年は3億、19年度から6億ずつになってるわけなんですけど、これが昨年度、25年度で終了いたしました、その後、6億ずつ返していただいておりますというようなことでございます。

○徳重委員 6億円ずつ返す……。

○沼口総務課長 失礼しました。委員長、ちょっとよろしゅうございますか。

これは、ちょっとリレー式の返済といいますか。最初17年に貸したやつは、4年後とかに3億返して、その次はそれからまた4年後ぐらいに返していただいて、4年前のやつは26年度から6億ずつ返していただいて、ちょっとリレー式に、貸した年から何年後かに貸してる金額を返していただいているというような形をとっております。

○徳重委員 森林振興ということになりますと、山というのはそんなに簡単に収入があるわけではないので大変だなと、こう思うんですけど。3億なら3億でもいい、6億なら6億でもいいが、それは何年かかって返すというようなシステムではないんですか。これは何年に返してもらいますよ、この金額は何年に返してますよというような形で、その年度によって貸し付けの条件が違うということですか。

○沼口総務課長 貸し付けの条件が違うというよりも、ある年度で借りたやつは、4年後にその全額を返すと。それが、何年度もあるものですから、ここで貸したやつはその4年後、その次の年で貸したやつは4年後、そういったような返済の方法をとっておるということでございます。

○徳重委員 そうですか。わかりました。

○高橋委員 今に関連するかわかりませんが、知事部局にお金が幾らかも入らんかなと思ってちょっと考えてみたんですけど、例えば酒谷川は二級河川で、県の管理じゃないですか。だから、県が管理している日南ダムの水を使ってということで、使用料というのは払ってこないのかなと思って。

○沼口総務課長 今、高橋議員がおっしゃられたのは、発電をするときの水利使用料になるのかなと思いますが、それについては、こちらの貸付金じゃなくて、企業局のほうから水利使用料として知事部局のほうに納めておると。これは、もう貸し付けでも何でもございませんので、向こうのほうに払いっぱなしと。

○高橋委員 今回、日南ダムの水力発電をつくるに当たって、初めて発生するわけですか。そういうことですよ。

○沼口総務課長 規模はちょっと小さいかなと思うんですが、今まで企業局は関与してなかったわけなんですけれども、当然、今度は企業局が恩恵を受けますので、そういった水利使用なり、それからダムのアロケーションというんですけれども、どれだけ企業局の使用部分があるのか、そういった部分が企業局のほうに発生してくるということになっております。

○高橋委員 ちなみにどのくらい納められるんですか。

○喜田経営企画監 日南ダムにおける水利使用料は、年間ですが、47万4,000円ぐらいで、大変小さな発電所ですので、ちょっと額が少なくて申しわけないんですが。

企業局全体といたしましては、年間1億9,000万円支払っておるんですが、日南ダムは520キロワットと大変小さいものですから、こうなってしまう。

○西村委員長 よろしいでしょうか。

それでは、次、その他につきまして何かありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、以上をもちまして企業局を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後1時53分休憩

午後1時57分再開

○西村委員長 それでは、委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案等について教育長の説明を求めます。

○飛田教育長 教育委員会でございます。どうぞよろしく願いいたします。

お礼を申し上げたいと思います。7月24日に県の中体連の大会がありましたが、委員長を初め、たくさんの方々に激励に来ていただきました。また、そのほかにもいろんなところから、県議会の議員の皆さんに激励にきていただいているという感謝の声も聞こえております。本当にいつも温かく接していただきますこととお礼申し上げます。よろしく願いします。

では、お手元の文教警察企業常任委員会資料をお願いいたします。表紙をお開きいただき、右側の目次をごらんください。

今回、御審議をお願いいたしておりますのは、議案第1号「平成26年度宮崎県一般会計補正予算(第2号)」の1件でございます。

また、その他の報告事項といたしまして、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価についてなど6件を説明させていただきます。

このうち、補正予算についてであります。目次があるページをめくっていただきまして、1ページをごらんください。

今回の教育委員会の一般会計の補正予算は、表の下の方、太線で囲んでおります計の欄に記載しておりますように、4,400万円の増額補正をお願いするものでありまして、補正後の額は、

その2つ右の欄、1,080億2,525万7,000円であり
ます。

内容につきましては、表の一番右の補正内容
の欄の上から4段目に記載しております「特別
支援学校スクールバス整備事業」であります。

私からは以上であります。引き続き、関係
課室長が説明いたしますので、御審議のほど、
どうぞよろしくお願いいたします。以上でござ
います。

○西村委員長 教育長の説明が終わりました。

初めに、議案に関する説明を求めます。

○坂元特別支援教育室長 特別支援教育室で
ございます。よろしくお願いいたします。

特別支援教育室の補正予算につきまして御説
明申し上げます。

歳出予算説明資料の特別支援教育室のイン
デックスのところ、97ページをお願いいたしま
す。

特別支援教育室の補正額といたしまして
は、4,400万円の増額補正でございまして、補正
後の額は、右から3列目にありますように、2
億4,879万6,000円となります。

それでは、その主な内容について御説明申し
上げます。

同じ資料の99ページをお願いいたします。

(事項) 県立特別支援学校整備費の4,400万円
の増額であります。内容といたしましては説明
の欄にありますとおり、事業名は、新規事業
「特別支援学校スクールバス整備事業」でござ
います。

詳細につきましては、別の資料、常任委員会
資料で御説明いたします。

常任委員会資料の2ページのほうをよろしく
お願いいたします。

新規事業、特別支援学校スクールバス整備事

業でございます。

まず、1の事業の目的・背景ですが、特別支
援学校には県有のスクールバス8台を配備して
おりますが、そのうち3台が今年度に入り老朽
化のために故障が相次いでおりまして、年式が
古く、修理の部品が手に入らない状況があり、
このままの状況が続き安定した運行ができなく
なりますと、利用している子供たちに安全面や
健康面で大きな支障が生じますことから、緊急
に更新をすることとしたところでございます。

2の事業内容の(1)導入車両でございます
が、普通バスを明星視覚支援学校に1台、同じ
く延岡しろやま支援学校に1台、車椅子を使っ
ている子供たちが利用しますリフトつきバスを
延岡しろやま支援学校に1台、合計3台の更新
を予定しております。

(2)の運行開始予定でございますが、更新
による速やかな運行が必要でありますので、平
成27年2月には運行を開始したいと考えており
ます。

(3)の利用予定者でございますが、明星視
覚支援学校と延岡しろやま支援学校の2校の合
計で117名を予定しております。

次に、3の事業費でございますが、4,400万円
を計上しておりますが、内訳は、宮崎県地域経
済活性化・雇用創出臨時基金でございます。

4の事業期間は、平成26年度でございます。

最後に、5の事業効果でございますが、老朽
化したスクールバスを更新することにより、継
続して児童生徒の安全で安心な通学手段が確保
できるとともに、保護者の負担軽減を図ること
ができるものと考えております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろ
しくお願いいたします。

○西村委員長 議案に対する説明が終わりまし

た。

議案についての質疑はございませんか。

○徳重委員 バスの購入は結構なことですが、これはバス1台でどれぐらいするものでしょうか。金額の概略を教えてください。

○坂元特別支援教育室長 普通バスで1台1,300万円、リフトつきバスで1,800万円を予定しております。

○徳重委員 これは特殊なバスかもしれませんが、下取りというのものもあるんですか。

○坂元特別支援教育室長 それはございません。

○徳重委員 これは、入札になるものですか。それとも、もうどこかに指定されて、今までのバスの販売会社に条件つきというか、何かあるんですか。

○坂元特別支援教育室長 入札になります。

○西村委員長 よろしいですか。ほかに議案についてないでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 議案についてはないようですので、次に、その他の報告事項についての説明を求めます。

○大西総務課長 委員会資料の3ページをお願いいたします。

総務課から2件の報告事項につきましてご説明をいたします。

まず、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価についてであります。

これは、地方教育行政法の規定によりまして、点検及び評価の結果を議会に報告するものであります。

1の点検・評価の対象であります。県全体の政策評価との整合性を図る観点から、県総合計画に掲げる重点施策、新しい「ゆたかさ」創造プログラムのうち、教育分野の将来世代育成

プログラムを点検・評価の対象としております。

2の点検・評価の方法であります。①内部評価として、教育委員会におきまして、県総合計画の部門別計画であります第二次宮崎県教育振興基本計画の進捗状況を踏まえまして、将来世代育成プログラムの評価を行い、②にございますように、内部評価を参考に、宮崎県総合計画審議会における外部評価が行われたところであります。

3の内部評価の結果につきましては、お手元の別冊資料のとおりであります。その概要につきましては、以下3つの重点項目に沿って、この委員会資料で御説明いたします。

3の①重点項目1につきましては、重点指標として、表の1と2にございますように、全国学力・学習状況調査で平均正答率が全国平均を上回る調査科目割合と全国体力・運動能力、運動習慣等調査で全国平均を上回る項目割合を設定しております。

重点指標1の平成25年度実績値をごらんいただきますと、前年度実績より大きく下がっておりますが、正答率そのものを見ますと、全国平均レベルを維持できている状況にあります。

重点指標2につきましても、前年度実績より下がっておりますが、九州内ではトップの成績を維持している状況にあります。

4ページのイ、取組成果をごらんください。

取組事項1-1から1-3に基づきまして、家庭や地域の教育力向上のための講師派遣や講座の実施、子供たちの学力や体力の向上のための指導改善、教職員の資質向上や教職員の力が発揮できる環境づくりなどの取り組みを行っております。

このような取り組みを通しまして、家庭の教育力向上や教職員の授業改善への意識や技術の

向上といった成果が得られております。

課題としましては、ウにございますように、子供たちに生きる力を身につけさせるための教職員の専門性の向上や、家庭や地域を含めた学習環境づくりの推進については、さらに充実して取り組んでいく必要があると捉えております。

5ページをごらんください。

(2) 重点項目2につきましては、重点指標として表1と2にございますように、将来の夢・目標を持ち職業や生き方を考えている中学3年生の割合と、世界の出来事について関心を持っている子供の割合を設定しております。

いずれも前年度実績より上がっており、各学校におけるキャリア教育や国際理解教育等の取り組みが、その成果としてあらわれているのではないかと考えております。

イ、取組成果をごらんください。

取組事項2-1から2-3に基づきまして、ふるさと学習やキャリア教育の充実、国際化に対応する人材育成等の取り組みを行っております。

このような取り組みを通しまして、子供たちの地域活動を支援する指導者の資質向上、教職員のキャリア教育や国際理解教育に対する意識の高揚や理解の深化といった成果が得られております。

課題としましては、6ページのウにございますように、キャリア教育を推進する上での学校・地域・産業界との連携強化や外国語活動等の工夫改善に一層取り組む必要があると捉えております。

続きまして、(3) 重点項目3につきましては、重点指標として表1から3にございますように、日ごろから文化に親しむ県民の割合、成人の週1回以上の運動・スポーツの実施率、それと、

国民体育大会総合成績の達成状況を設定しております。

重点指標1につきましては、前年度実績から若干下がっておりますが、文化・芸術に関する多彩な情報をさまざまな角度から提供したことにより、目標値に近いレベルにあります。

重点指標2につきましては、前年度の実績を上回っており、重点指標3につきましても、目標値である総合成績30位台を達成しております。

イ、取組成果につきましては、6ページから7ページをごらんいただきたいと思います。

取組事項3-1から3-3に基づきまして、地域の教育力向上を図るためのイベントや会議の開催、生涯スポーツの推進や競技力向上につながる指導者の資質向上、特別展の開催や文化財情報の発信等の取り組みを行っております。

このような取り組みを通しまして、県民の学ぶ機会の充実、生涯スポーツ推進の核となる人材の育成や少年競技力の向上などの成果が得られております。

課題としましては、7ページのウにございますように、生涯学習に関する文化事業や情報発信のさらなる充実、生涯スポーツの推進や競技力向上につながる指導者養成研修の継続等に取組む必要があると捉えております。

次に、4、外部評価の結果についてであります。

(1) 重点項目ごとの概要として、重点項目1につきましては、先ほど申し上げましたとおりでございますけど、「全国学力・学習状況調査において、全国平均レベルは維持しているものの、全国平均を上回る割合は下降しており、教科指導力の向上や学習習慣定着化等の取り組みをより一層強化する必要がある」、重点項目2では、「全ての指標が目標に向かって順調に伸びて

おり、一定の成果が見られる」、次のページになりますが、重点項目3では、「生涯学習・文化の分野では、学ぶ機会やすぐれた芸術等にふれる機会の創出、スポーツの分野では、生涯スポーツ推進の核となる人材の育成等の取り組みがおおむね順調に進んでいる」などの評価をいただいております。

このような結果を踏まえ、(2) 評価結果につきましては、プログラム全体としては、Bのおおむね順調との評価をいただいております。

1 件目の報告事項につきましては、以上であります。

次に、資料の10ページをごらんください。

第二次宮崎県教育振興基本計画の改定についてであります。

1 の計画改定の理由であります。本県におきましては、平成23年度から32年度までの10年間を計画期間とする第二次宮崎県教育振興基本計画を策定し、教育振興施策を総合的かつ計画的に推進してきたところであります。

計画策定後、国の教育振興基本計画の改定版が平成25年に策定され、また現在、県におきましても、現行の総合計画の見直しが行われている状況にありますことなどから、これらのことを踏まえ、現行計画の見直しを行うものであります。

2 の計画改定の進め方ではありますが、改定計画に幅広い意見を反映させるため、(1) (2) にありますように、懇話会の開催や関係機関等との意見交換会の実施といった、県民の皆様や関係機関等との意見交換の場を設定するものであります。

3 の計画改定のスケジュールではありますが、ただいま御説明しました意見交換の場を通して、御意見を踏まえながら改定作業を進め、来年2

月を目途に素案を取りまとめたと考えております。その上で、2月定例県議会の常任委員会におきまして、素案の御報告をさせていただいた上で、その後、パブリックコメントを実施し、6月定例県議会におきまして提案をさせていただきたいと考えております。以上であります。

○川越学校政策課長 委員会資料11ページをおあけください。

7月27日から7月31日までの期間に開催されました第38回全国高等学校総合文化祭茨城大会の本県高校生の結果について御報告いたします。

(3) 大会の概要、①にありますように、本県からは31校382名の生徒諸君が出場権のある全ての部門に参加いたしました。

資料には書いてございませんが、大会のテーマは「創造の花を咲かせよ 聳える筑波嶺 吹きぬける文化の風」という、このテーマのもと、日ごろから学業との両立を図りながらひたむきに文化芸術活動に励む全国の多くの高校生とともに、本県の高校生も互いの成果を確かめ認め合いながら生き生きと活躍し、すばらしい成果を修めました。

そのうち、上位入賞を果たしたのは、(3) ②の入賞者、書道部門が奨励賞1名、特別賞が1名、将棋部門が男子団体戦において本県初の優勝、自然科学部門が部門第2位の優秀賞を受賞しております。

その他の部門の結果につきましては、その下のほうと、資料の12ページの上半分にありますので、そちらをごらんください。

12ページ下半分、2の項目でございます。高校総合文化祭以外の大会結果であります。カザフスタン共和国アスタナで行われました第45回国際物理オリンピックにおきまして、宮崎西高校3年生の丸山義輝君が銀メダルを受賞して

おります。

(3) 大会の概要にありますように、本大会には35カ国383名が参加しております。日本からは5名の高校生が参加いたしました。

報告は以上でございます。

○日高スポーツ振興課長 委員会資料の13ページをお開きください。

まず初めに、南関東ブロックで開催されました全国高等学校総合体育大会の結果について御報告いたします。

団体の部では、小林秀峰高等学校男子新体操部と男子ハンドボール部の準優勝を初め、全体で9競技10種目が入賞を果たしました。

個人の部につきましては、都城工業高等学校の有馬翼君が弓道男子個人で優勝いたしました。また、ボクシングウェルター級において、日章学園高校の押川幸輝君が2位、カヌー競技女子カヤックフォアで宮崎商業高等学校が2位、男子カナディアンペアで宮崎大宮高等学校が2位に入っております。

全体では、カヌー競技の9種目、陸上競技とボクシング競技がそれぞれ4種目など、7競技延べ24種目で入賞を果たしております。

14ページの(3)の表にありますように、平成26年度は全体の入賞数が34と、昨年度を上回る結果となっておりますので、10月から長崎県で開催されます国民体育大会での活躍が期待されるところであります。

次に、昨年度、延岡学園高等学校の準優勝という快挙に県内が沸いた全国高等学校野球選手権大会は、本年度3年ぶり7度目の出場となる日南学園高等学校に期待が寄せられましたが、強豪の愛知県代表東邦高校に3対11で破れ、悲願である深紅の優勝旗獲得は来年度以降に持ち越しとなりました。

次に、四国ブロックで開催されました全国中学校体育大会の結果についてでございます。

団体の結果は、日章学園中学校サッカー部と生目南中学校男子バドミントン部がともに5位に入るなど、2競技2種目で入賞を果たしました。

個人では、柔道競技の女子個人48キログラム級において、小林中学校の溝口愛歌さんの優勝を初め、剣道女子個人において、大淀中学校の山崎里奈さんが2位に入るなど、3競技4種目で入賞を果たしております。

また、参考としまして資料に掲載しておりますが、全国中学生空手道選手権大会において、富田中学校が男子団体組手3位に入賞したのを初め、男子個人組手でも、富田中学校、吉良竜星君が5位に入っております。

また、全国中学生弓道大会において、福島中学校の西郷百花さんが女子個人で6位入賞を果たしております。

以上のように、本年度も、猛暑の中で本県の中高生が本当によく健闘してくれました。各学校の指導者の熱心な指導と生徒たちの頑張りをたたえたいと思います。

今後、本県の競技力向上対策を充実させ、さらなる少年競技力の向上と各学校への支援に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○西村委員長 その他の報告事項に関する説明が終わりました。

何か質疑はございませんか。

○徳重委員 第38回の全国高等学校の総合文化祭が茨城で行われたところですが、宮崎はおととしでしたか。宮崎での結果と、今度の結果はどういう状況だったのか、ちょっと比較をさせていただきたいと思うんですが。

○川越学校政策課長 ちょっとお時間よろしいですか。

○西村委員長 ほかにあれば。

○押川委員 3ページ、全国学力・学習状況調査で、ここに書いてありますとおり、前年度よりは下がったところであるけども、全国平均レベルは維持できたということでありまして、県教委としては、今回のこの結果を踏まえてどのような感想を持ってらっしゃるのか、ちょっとまずお聞きをしておきたいと思っております。

○川崎学校支援監 それでは、重点項目1の重点指標1なんですけども、今回の全国学力調査のほうが、ここに示してありますように、目標値が75%ということだったんですけども、昨年度下がりまして、本年度の結果が37.5%であります。若干ふえたんですけども、この数値の出し方につきましては、小学校、国語A、B、算数A、B、中学校、国語A、B、数学A、Bと8区分ございますので、平成24年度が8分の5、平成25年度が8分の2ということで、昨年度下がりまして、本年度は8分の3ということで、先ほど申し上げました37.5%ということでございます。

議会のほうでも、教育長のほうで答弁をさせていただきますけれども、全国平均レベルは維持できているというのは、100%換算で見ますと、小学校でいいますと0.9ポイント、中学校では0.2ポイントというわずかの差でございますので、全国平均にはあるとは考えておりますが、B問題を含めさまざまな課題がありますので、学力向上をさらに平均を上回って上位に上がるように、今、考えてるところでございます。以上でございます。

○押川委員 2月の代表質問の中で、私は秋田県の例を挙げさせていただいて、先生方の交流

あたりはできないかということでの質問をした経緯があります。今回、沖縄県が全国的にもちょっと悪かったんですけども、先生方の交流をされて、かなり上位に上がってきているという新聞記事を見て思ったんですが、やはり何らかの形でそういったものも取り入れるというのが必要じゃないかと思うんです。先生方も一生懸命取り組んでいらっしゃるんですけど、そのことに対しては評価するんですが、できれば半年でも1年でもというような形の中で、何かそういう試みというのは、教育長、お考えはないですか。

○飛田教育長 沖縄県の教育長さんとは親しくて、いろいろお話するんですが、トータルでいろいろ話す中で、何で沖縄が上がったかという危機感だと言ってます。

私は、沖縄が上がった要因というのが3つぐらいあると思ってるんですが、現場での研究とか、どうやったらできるようになるかというのがかなり盛んになった。しかも、2番目のポイントとしては、そのやり方について、回数がかかりふえていった。もう一つは、宮崎はこれはかなりできてるんですが、基本的な学習習慣みたいなのを徹底するようになった。だから、以前に比べて、そこが随分改善された。

押川委員がおっしゃったように、学習習慣を定着させるのに大きな力を発揮したのは、秋田県と交流をやった人だそうです。私たちもいろいろサーチしますが、秋田がなかなかもうそれ以上ということはないので、手法等はぜひ取り入れていきたいと思っております。

もう一つは、やっぱりうちの一番の課題は活用の部分なんです。活用というのは、例えば、今度の試験でどんなのが出たかということ、卒業文集はワープロ、いわゆるパソコンでつくるのがいいか、手書きがいいのかという議論があっ

て、その中に意見を書かせるとか、詩が2つあって、その比較をして文章を書かせるとか、そんなものなんです。ですから、先生が一方的に講義をするというような形では、なかなかうまくいかない。現場がどうやってそこの意識を変えるかということで、今、格闘してますが、なかなか浸透してない。まだ頑張っていきたいと思えます。そんなことを考えております。

○押川委員 ありがとうございます。一生懸命やっけていらっしゃることに対しては評価もしておりますから、ありがたいなというふうに思えます。

そういう中で、4ページの1-3です。特に、本県はスーパーティーチャーということで、指導教諭の公開授業を実施して、ほかの先生方がその授業を見習って、各学校ごとでまた授業に取り組まれるということでもありますけども、この公開授業を実施されたということで、どのような方向でどのくらいの方々がこれに参加されて、それぞれの学校でどのような授業に取り組んでいらっしゃるのか、わかればちょっとお聞きをしておきたいと思えます。

○西田教職員課長 今、お尋ねのあったスーパーティーチャーですが、本年度は18名の委嘱をしております。昨年度の状況をお知らせしますと、まず、授業公開を年間52回しております。その参加者数は508名ということで、特に若手の先生方が多く授業を見られまして、授業改善に生かされてるところです。

また、研修会というのも行っております。研修会の実施回数が、46回です。参加者数は2,375名ということで、うまい授業の秘訣とか自分の経験談等を話しながら、授業のレベルアップを図っておるところです。

また、もう一つ加えると、授業カウンセリン

グというのもやっけておまして、先生方からの相談を受けて、授業についての悩み、そういうことに対応しながら授業力向上を図っているところです。以上です。

○押川委員 ありがとうございます。かなりの取り組みをされていらっしゃるし、その効果というものは、やはり上がるだろうというふうに思えます。

そういう中で、スーパーティーチャーとなれる先生方が、例えば学校に出ていって一緒に生徒さん方に指導されるとか、勉強されるとか、そういう機会というのはあるんですか。

○西田教職員課長 昨年度の状況でいいますと、学校等から要請を受けた研修会につきましても、300回を超える回数でいっておりますが、今、先生が直接子供たちに教えるというのはなかなかないような状況で、例えば模擬授業というような形で、スーパーティーチャーが先生方を生徒役にして授業を行ったりとか、そういう活動は行っているところです。

○押川委員 ありがとうございます。できれば、そういうことで、モデルでもいいから試みをしていただくとありがたいなという気がするんですけど、今後、またよろしくお聞きをしておきたいと思えます。

それから、今回、文化関係もあつたわけがあります。このことについて、生徒さん方は一生懸命総合文化祭に取り組んでいらっしゃると思うんですが、結果は出てますけども、全国的なレベルで見たときには、宮崎県の高校生方はどのあたりにあるんでしょうか。相対で構いません。この数字だけではちょっと評価のしようがありませんので、先生方がどのような評価をされてるかということがあればお聞きをしたいと思えます。

○川越学校政策課長 現在のところ、順位というものがつけられるわけではございませんが、先ほどの質問でも、宮崎の大会と今回の茨城の大会のことがございましたけども、その会ごとに、例えば今回非常に特筆すべきものとしては将棋、これが初優勝。大宮高校の3人が優勝したわけですが、そういった部分で、順位をつけるというよりも各部門で特徴的なものがそれぞれ毎年のように出てるというような感じはします。

それから、全体的には、書道に関しましては、毎年非常に高い評価を受けている現状がございます。今回は、自然科学の分野の生物研究発表部門というところで、やはり同じく、大宮高校の生徒さんたちが第2位に選ばれてますが、これにつきましても、例年以上の成果を上げたというふうに考えておりますので、全体的な順位というところについては、なかなか申し上げにくいところでございます。

○押川委員 ありがとうございます。なかなか難しいと思うんです。県立高校の中で、今回、この高文祭に参加されて、ある程度重なった学校というのがやっぱり結構強いのかなという感じはしてるんです。というのは、やはり指導される先生方が、そこにしっかりいらっしゃることになるんでしょうか、どうでしょうか。

○川越学校政策課長 今、議員がおっしゃったように、非常に指導者の力量が問われる、それがあると思います。さらに、それと同じように、生徒たちの資質の問題というのが一緒になったときだろうと思いますが。

今回、このような成績を収めた裏には、毎年、本県では宮崎県高等学校総合文化祭というのがございます。そういった下地をとりながら、そこで勝ち上がった生徒たちが全国大会に出場す

るということがございますので、ことしは9月27日に日向大会がございますけれども、議員の皆様方にも、また見ていただけるとありがたいかなというふうに思っております。よろしく願いいたします。

○押川委員 案内が来ておりましたから、行こうと思っております。

あと、スポーツ関係で、県内の高等学校に体育系の科があります。それと、推進校、ここらあたりの生徒さん方というのは、今回の全国大会の中でどういう成績なり、どのような活躍というものがあるんですか。

○日高スポーツ振興課長 体育コースは小林高校にありますが、今回の全国大会では、ウェイトリフティング競技において、小林高校の77キログラム級で第4位に入っております。

あと、推進校につきましては、入賞した学校はほとんど推進校の生徒諸君です。ただ、そのほかにも、砲丸投げで宮崎学園の生徒が3位に入るとか、ほかの学校の生徒さんも活躍していただいておりますが、多くの学校が推進校の学校で、上位入賞していただいております。

○押川委員 ありがとうございます。じゃあ、それなりに、体育科とかあるいは推進校、しっかり結果というのは残してもらってるということで。全国大会に行けば、もう力というのは拮抗してるでしょうから、そんなにみんなが上位に入ることはないでしょうから。はい、わかりました。

○西村委員長 まだ、先ほどの徳重委員の。

○川越学校政策課長 宮崎大会の数値が、今のところ、手元にはございませんので、後ほど御報告させていただきますが、昨年の長崎大会というのと比較をさせていただくと、長崎大会につきましては、書道と写真と弁論で表彰を受けてお

ります。先ほども申し上げましたけども、書道に関しては、ほぼ毎年のように非常に高い成績を収めているということでございますが、宮崎大会との比較につきましては、後ほどまた御報告申し上げますということで御了解いただければと思います。

○徳重委員 別にもう一つ、お尋ねしておきたいと思います。

高等学校の総合体育大会のことですが、非常にカヌー競技が2、2、2と3、4、4とほとんど入賞されてるということです。これはすごいことだなとびっくりしてるんですが、まさかこういう成績になってると思わなかったんですが。

我々スポーツ振興対策特別委員会のほうでも、宮崎商業、あそこに行って勉強させていただいたところですが、このレベルというのはかなり高いレベルと、そしてオリンピックでも目指せるというようなレベルと置いていいんでしょうか。

○日高スポーツ振興課長 高校生と成年競技は一概に比較できないんですが、ただ、全国優勝するレベルにある選手は、そのまま大学で4年間しっかりとトレーニングを積めば、オリンピック選手を含め、トップ選手になる資質、能力は十分備えてるだろうと思いますので、今後、高校で活躍してくれてるカヌーの子供たちが順調に育って、そういった晴れ舞台で活躍するような選手に育ってくれることを期待してるころではあります。

○徳重委員 そこで、選手を育てるということは、監督さんが非常に苦勞もされるでしょう。優秀な方が多いと思ってるんですが、このカヌー競技の指導者というのは、県立高校の先生ですか。それとも、民間の先生がされてるんでしょ

うか。

○日高スポーツ振興課長 今、本県でカヌーの指導をしていただいている先生が3名ほどいらっしゃるんですが、1人は大宮高校、お一人は宮崎商業高校、それともう一人は宮崎工業、3名とも学校の先生であります。

○徳重委員 わかりました。ありがとうございます。

○高橋委員 ちょっと3ページに戻るんですけど、ぴんと来なかったもんですから再度確認しますが、学力の3ページの重点項目の見方ですか。これだけ見たら25だから、ええと思うじゃないですか。それと、先ほど言いました8分の5と8分の2、何で小数点が出るのかなと。済みません、私、細かな数字は余り得意じゃないもんだから。多分、いろんな総合的な計算の仕方があって、こう出るのかなと思ったりして。余り悲観しないでいいよという答弁は、クリアしてない教科でも点数が平均点に迫ってるから、全体的に見ると全国平均だよという理解をしいんですよね。

○川崎学校支援監 私の説明がうまくなくて。

再度、ちょっと丁寧に説明させていただきますと、全国学力調査は、小学校で国語と算数がありますので、A、B問題がありますから、4つございます。中学校も同じように、国語と数学で4つありますから、いわゆる2教科ずつなんですけども8区分に分かれるわけです。

ですから、8区分の何区分が平均点を上回ったかということでこのパーセントを出してございますので、平成24年度は8区分のうち5区分が全国平均を上回ったと。ただ、平成25年度、昨年度はそれが落ちまして、8分の2しか上回らなかったと。ここには出ておりませんが、今回は8分の3ということで、目標値が75%と

いうことは、8区分のうち6区分は全国平均を上回ろうという目標値で定めているところでございます。

○高橋委員 私があんまり難しく考えていました。単純な計算でした。済みません。

それと、先ほどスーパーティーチャーの関係で、私の飲み込みがまずかったかもしれないもんですから確認しますが、先生をモデルとおっしゃいましたけど、先生をモデルにしてる公開授業ということでしょうか。

○西田教職員課長 その所属校に行くのが基本です。学校にいながら模範となる授業を見せるというのが一番の趣旨でありますので、そのような形です。

○高橋委員 教える中身は、それは違ったらいかんわけですから一緒だと思うんです。要は教え方です。小学校で40分ですか。あと、45分、50分授業とあるじゃないですか。これを、座ってじっと聞きなさいと言っても、なかなか集中できない。大人だって集中できないわけです。

私は、その人の普段の人とお付き合いの仕方とか、趣味とか、いっぱいあると思うんです。だから、ある意味、異業種の交流に、教師の方々がどれだけ関わってらっしゃるかとか。例えば、私の日南の例ですけど、教え方がうまいなと思ったら振徳塾のメンバーなんです。やはり評判がいいから。だから、そういったものに先生方もかかわっていくことも必要かなと。だからといって、別にスーパーティーチャーをだめだということは言ってません。スーパーティーチャーのことはそれでいいし、公開授業にどんどん取り組んでいただきたいし。そういうことを教育委員会サイドでも促していくことが、その人の資質を高めて、やっぱり話術です。たまには吉本喜劇に行かれてもいいでしょう。本当

にこれはテクニックですから。

この前、県病院の先生の医療の講義を1時間10分か20分聞く機会がありましたけど、突然、自分の好きな食べ物がぱっと出るんです。全然関係ないんです。でも、そこにちょっと頭の休憩を入れるんです。そして、また集中させるというようなことをされてましたけど、そんなテクニックをしっかり会得されると、子供たちもずっと45分間集中できる、それはもう厳しいものだと思いますから。日南では、振徳塾とかいう、そういうような異業種の交流の場に参加してる先生もいらっしゃるということで申し上げました。

それと、国体のことで、これは私の個人的な意見ですけど、30位台でよしということで、私は立派なもんだと思うんです。やっぱり人口が物を言うんです。単純な話、絶対数が、東京に鳥取がかなうはずがないわけで。だから、私は、順位に一喜一憂することなく、中身の問題をちょっと分析してもらって評価していただければいいのかなと。周りが余り騒いでるような気もするから。私は、30位台は本当に立派なもんだなというふうに思ってます。以上です。

○西村委員長 ほかにないでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 ないようでしたら、その他に移ります。

その他で何かございませんか。

○高橋委員 スクールバスの関係でちょっと聞き忘れたもんですから、いいですか。

二通りあるということで、教育長も答弁されました。自前の車両を買い上げてそれを委託してるやつと、もう車ごと委託する。例えば、くろしお支援、これはもう車ごと委託なんですけど、そっちのが安く上がるということの理解を

していいのか。

それと、結局、リフト付きのバスというのは、民間で持ってて、それを運行するというのはまずあり得ないです。だから、教育委員会が買って、あと委託するんでしょうけど、例えば私の地元のくろしお支援というのは、やっぱりリフト付きのバスが必要な子がいるわけです。そういったところも、今後、教育委員会としては課題がありますよねということを申し上げながら、ちょっとお尋ねします。

○坂元特別支援教育室長 今、日南くろしお支援学校のほうの例を議員さんが出されましたけども、入札の金額ということでかなりのばらつきがありますので、一概に高い安いというのはなかなか言いにくいところがあるんですけども、車両と運転手と添乗員、これを1つのセットとして委託をする場合はやっぱり高くなるという形になります。それから、県所有の車両等をこちらで提供して、運転手と添乗員だけを委託というとなります。大体、倍になるという形になります。

ただ、県車両を用意するためには、先ほど言いましたが、1,300万円とか1,800万円を購入した上でとなりますので、そこらは状況を判断しながら、どちらが長い目で見ると経済的に効果があるのかということを今後考えていく必要があるかなというふうに思っております。

2点目に、リフト付きのバス、これもやはり特殊な車両でありますので、単純に500万程度ぐらい高くなるという形で、受注生産、それから改めて子供たちの車椅子のサイズを測って何人乗るかということで、もう本当に特注という形になるためにそんなに高額になるということがあります。そうすると、福祉車両を持ってる業者がなかなかいないということで、やはり議員

さんが御指摘のとおり、リフトバスの場合は、県のほうで所有することが多くなるかというふうに思っております。状況ではそうであります。

また、日南くろしおのほうだけではなくて、他の特別支援学校のほうの要望としても、やはりリフトバス、もしくは増便や新規でのスクールバスの導入の要望はたくさん聞かれております。その必要性は十分感じているところでありますので、県の財政状況または全県的な視野で、緊急性それから教育的効果を考えながら、また今後検討を重ねていきたいと思っております。以上であります。

○高橋委員 よくわかりました。要望も上がってるということでしょうから、対象者が少ないから導入を見送ってるとか、もちろん財政的な負担というのが一番あると思うんで、今、室長がおっしゃったように検討されてるようですから、ぜひ早く導入できるようにお願いしておきます。

○西村委員長 ほかにないでしょうか。

○中村委員 先ほどから誰も褒めてくれないので、褒めておきたいと思うんですが。

全国高校総体弓道の部で、都城工業の有馬君が優勝しました。教育長もよく御存じの男でしたが。1週間前でしたか、都城工業高校の運動会がありました。運動会を見に行きましたら、この工業高校の運動会は、本当にリレーでも100メートル競走でも真剣に走ってます。だから、あの真剣さが、やっぱり弓道の優勝というのに導いてきたのかなというふうに思いました。

そして、もう一つ。きのう、議員寮に泊まってまして、5時ごろ、堤防をずっと歩いたり走ったりして宮崎商業高校の前まで行ったんですが、ちょうど大淀川をジャージを着た男の先生と女の先生が自転車で走ってるんです。挨拶しまし

たけど。マイクを持って、片手でやってるわけです。大宮高校と宮崎商業と同時に練習をやってるんです。大宮高校の何年生、なんとかと、こう言ってました。もう一回やるぞとかいうような話をして。あんだけ練習をぴしゃっとされるんだから、この成績を上げれるんだなと思ったところでしたが。すばらしい練習をお二人の男女の先生が指導されておりました。

そういうので、我々特別委員会で行ってお話をしたんですが、これだけの成績を収めたということについてあんだけの練習されるんだということで、ひとつ、教育長からもほめてやっておいていただくとありがたいと、このように思いました。

それと、もう一つお願いですが、先ほどからスーパーティーチャーの話が出てるんですが、私たちがスーパーティーチャーになる人を教えられるところとか、授業されるところを見たことがないです。だから、できれば、この委員会の中で、1回でもいいからスーパーティーチャーの教育されるところを見せていただきたいと、そして、またほかの学校に行ったときにどうなんだろうなというのも、1回見せてもらったらありがたいなと思いました。以上です。

○西村委員長 ほかにないでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして教育委員会を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後2時53分休憩

午後2時57分再開

○西村委員長 それでは、委員会を再開いたし

ます。

採決についてであります。22日、最終日に採決を行うこととし、再開時間を13時としたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、そのように決定いたします。

その他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 ないようですので、以上をもちまして、本日の委員会を終わります。

午後2時57分散会

平成26年9月22日(月曜日)

午後0時59分再開

出席委員(7人)

委員	長	西村	賢
副委員	長	右松	隆央
委員		中村	幸一
委員		押川	修一郎
委員		山下	博三
委員		高橋	透
委員		徳重	忠夫

欠席委員(なし)

委員外委員(なし)

事務局職員出席者

政策調査課主幹	牧	浩一
議事課主任主事	沼口	恭一郎

○西村委員長 委員会を再開いたします。

まず、先日、徳重委員からの執行部への質問に対しまして、書面にて回答が来ておりますので、配付させていただきました。

それでは、議案の採決を行います。

議案第1号につきましては、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 異議なしと認めます。よって、議案第1号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査につきましては、引き続き閉会中の継続審査としたいと思いますが、御異議あ

りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 御異議ありませんので、この旨、議長に申し出ることといたします。

次に、委員長報告骨子(案)についてありますが、委員長報告の項目として、特に御要望等はございませんか。

暫時休憩をいたします。

午後1時0分休憩

午後1時1分再開

○西村委員長 それでは、委員会を再開いたします。

委員長報告につきましては、正副委員長に一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、そのようにいたします。

暫時休憩いたします。

午後1時1分休憩

午後1時2分再開

○西村委員長 それでは、委員会を再開いたします。

10月30日の閉会中の委員会につきましては、正副委員長に一任をいただくということで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、そのようにいたします。

そのほかで何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 何もないようですので、以上で委員会を終了いたします。

午後1時3分閉会